

平成30年9月第20回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成30年9月6日第20回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応 招 議 員（18名）

1 番	鈴木 高 行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
11番	森 義 洋	12番	大 槻 和 弘
13番	百 井 いと子	14番	鈴 木 邦 昭
15番	木 村 満	16番	熊 田 芳 子
17番	佐 藤 ア ヤ	18番	佐 藤 實

○ 不 応 招 議 員（ 0名）

○ 出 席 議 員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 顕 一
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	こ ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番 森 義洋議員、12番 大槻和弘議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番、鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目目、防災・減災対策、2項目目、ドクターヘリに伴う本町の対応について、3項目目、本町各小・中学校へのエアコン設置について、以上3項目質問させていただきます。

まず1項目目、防災・減災対策について3点質問いたします。

本年7月、西日本を中心とする豪雨災害は異例の広域災害となりました。特に岡山県倉敷市真備町では、防災行政無線で住民に情報がうまく伝達されず避難に影響があったと、このようにされております。本町でも、防災無線がまだ聞こえづらいという声がありますが、町民の皆様への情報の伝達の手段を再度考えるべきと思いますが、町長の見解をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま議員の質問にお答えする前に、本日午前3時に北海道を中心にした大きな地震が発生いたしました。被害も多く出ているようでございます。被災された方々に、心からお見舞い申し上げますところでございます。

では、ただいまのご質問のほうにお答えをさせていただきます。

防災行政無線の音声につきましては、拡声子局からの距離、降雨、風向き等の気象状況、住宅の気密性により聞こえづらいという声があることは把握をしておるところでございます。

このような問い合わせをいただく都度、職員が拡声子局の音声を確認し、保守業者にスピーカーの方向調整をさせ、音の伝わるエリアを確保する対応をとり、それでも聞こえない場合は戸別の受信機の設置といった対応をとっているところでございます。

また、防災行政無線を補完するため、災害発生状況、避難所開設等の情報をテレビ、ラジオなどのメディアで確認できるシステムと連動した「Lアラート」の活用、緊急時に強制的に携帯電話に情報を発信する「エリアメール」、そして登録制メール配信サービスの「ほっとメール便」の活用をしております。

特に「ほっとメール便」につきましては、広報わたりやホームページで周知しているとともに、防災行政無線での放送内容が文字として残り確認できるといったこと、さらには町外にいても情報が配信されるという利点もあり、登録者数が少しずつふえているところでございます。

今後は、防災行政無線の難聴対策として「ほっとメール便」の登録者数の増加のため、広報わたりや町ホームページだけでなく、PRチラシを作成し防災訓練や各戸回覧等により幅広く登録方法の周知に努めていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今いろいろ町長から答弁いただきました。

今回、岡山県の氾濫した川ですけれども、ここは国から委任されていた川だそうです。ここは、法定の河川整備計画も定めていなかったと。それから、維持管理がほとんどされていなかった、そういう実態も明らかになっておりました。防災メール192万件、192件ではないですね、192万件的配信チェーンとかハザードマップの誤り、こういった行政の失態が相次いだと。そして、この行政の失態が被害を拡大させた可能性もあると、こういう報道もございました。

本町でも、大雨が降りますと防災無線が聞こえない、要するに町民に対して情報がうまく伝達されていないんじゃないか。しかし、今町長から答弁いただきましたように、いろいろそれぞれ本町でも考えているようでございますけれども、後でまたお話ししますが、そういったうまく伝達できないとなりますと、やはり避難するときに悪影響を及ぼすのではないかと、こう思うわけでございます。

この今言った岡山県倉敷市の真備町地区の浸水で亡くなった方、五十数人いらっしゃいましたね。そしてまた、その多くがひとり暮らしのお年寄り、そしてまた二人暮らしの高齢夫婦、そしてまた車椅子を使うなど体の不自由な方、こういった方が目立ったということでございました。ほぼ9割が、自宅で亡くなっています。流されたんじゃない、自宅で亡くなっている。発見場所は寝室、居間、台所、要するにほとんどが1階だそうです。1階で亡くなっている。それで、この地域の方々のお話が、やはりこの方々が2階に上がればいいのになと、そうすれば命は助かったのというお話があったということでございますけれども、しかし悲しいことにこの方々は上の階に逃げる、要するに垂直避難、上がったたり下がったりする垂直避難ができない災害弱者が犠牲になった可能性が高い、このように報道されておりました。

また山形県では、皆さんもニュースでご存じと思いますが、8月30日の夜から大雨になって、31日の朝には最上川の支流の小国川ですか、氾濫発生いたしました。亘理町も、一級河川の阿武隈川が流れている町でございます。ここが決壊したら、それは大きな被害をこうむることになるのではないかと、このように思うわけでございます。

もし阿武隈川の水も豪雨で満水、海も満潮であった、どんどんどん水かさが増していった、阿武隈川が決壊寸前、やはり危険と感じた場合は避難指示を出すと

思いますけれども、防災無線が聞こえない、先ほど町長がメールやら何やらいろいろ言うておりましたけれども、パソコン・スマホ・携帯電話、こういったものを使えない、こういう高齢者のひとり暮らしや高齢者二人暮らし、また体の不自由な方々が防災無線が聞こえなかったからと、もしこのようなことを言われ避難しなかったという方がいたとします。さてこのような方々がいると仮定して、どのような手段をとるかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） やはり災害のとき、最悪の場合というのを考えられると思います。仮定するという中でございますが、実際に本町においてもタイムラインということで定めておまして、このタイムラインというのは議員ご承知のとおり基本的には72時間前から避難に関する情報を伝達していくという状況でございます。やはりその中には防災無線、エリアメール、それから先ほど申し上げましたLアラートというのが報道機関とかに対して情報を、きょうの地震なんかでもテロップが出てきたと思いますが、ああいった方法をやはり使っていきたいと思います。それで、高齢者とかそういった方については早めの避難をしていただけるように、そういうふうなことについても自主防災組織と今でも連携をとっていますし、そういったことを最重要課題として取り上げていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いろいろ私も、今言いましたパソコンも使えない、携帯電話もスマホも使えないという方をじゃあどうするんだと。しかし、高齢者の方でも私以上に物すごい使える方がおりますので、全部が一概にそうは言えないですけども、やはりそういう方もいるということで町のほうでも動いていただきたいなと、こう思うわけでございます。

2点目に入ります。本町では、東日本大震災の津波で大きな被害をこうむったわけでございますけれども、まず海側の方々、この方々には地震津波の訓練、これは車両避難とかそういったものを実施してきたわけでございますけれども、豪雨対策としての阿武隈川決壊による町民に対する訓練というのは、今後どのように考える

のかですね。特に、逢隈地域が危険と考えますけれども、豪雨対策の取り組みとしてやはり図上演習というのも必要ではないかとか考えるわけですが、町長の見解を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） お答えさせていただきます。

本町では、毎年6月に総合防災訓練を実施しております。その災害想定につきまして、各地区の自主防災隊長（これは行政区長に担っていただいております）と前年度から協議を重ねて決定をしております。

昨今、全国各地で発生している豪雨災害の関係から、各地域においても土砂災害や堤防決壊を想定した訓練の要望もあり、今年度につきましては逢隈地区で阿武隈川の氾濫を想定し、自衛隊や消防団との実働型訓練、国土交通省仙台河川国道事務所より講師を招き、阿武隈川氾濫に関するタイムラインの講習会、また吉田西部地区では土砂災害を想定した土のうづくりや積み方の訓練、仙台管区气象台から講師を招き、防災気象情報の活用に関する講習会といった豪雨対策の訓練を実施しているところでございます。

来年の訓練内容につきましても、現在自主防災会長と協議を進めているところでございますが、その中で豪雨災害を想定した図上演習の要望がありましたら、実施について検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 実働訓練、それから講習等を行っている、そういうことでございますけれども図上演習、これもやはり町民の方々ではなく役場の班長、課長以上を集めて、そして図上演習というのもこれは効果があるのではないかと、このように思います。やはりこの図上演習では、想定された要するにシチュエーション、横文字で言えば。日本語で言えば場面、状況ですね、その場の場面、状況。こういった対応やそれから意思決定、これが試されるのではないかと、こう思います。このことで、やはり刻々と変化する災害状況を具体的にイメージして、そしてまた迅速かつ的確な対応、意思決定の方法を学ぶことができるのではないかなと、私はこう思うんですけれどもいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 済みません、その辺も安全推進を統括する総務課長のほうより答え

させていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 鈴木議員おっしゃるとおり、確かに図上訓練というのは必要なものでございまして、本町でも職員に対してまず初動対応マニュアルということで冊子を配りまして、実際に災害に対してどういう配備をしなくちゃいけないかというのは、基本的なことは各課に周知しているところでございます。

議員おっしゃるとおり、図上訓練となると庁内の職員が基本となってやるということで、その対応については毎年、この間おとといですか、台風の関係についても被害が起こる前にその対応等について会議等を2回ほど開いております。前の18号のときも、同じように開いております。その実際の訓練について、今後防災訓練の前になると思いますが、そういった中で有効な手段ということで考えていきたいと思いますが、やはり警察とか消防とか自衛隊等関係機関との連携についても、よくその辺勉強といいますか協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） やはりこれは自衛隊、消防、警察、こういった方々、そしてまた班長、課長以上、こういった方々が集まって図上演習というのは非常に役に立つと私は思っておりますので、ぜひ実施していただければと思っているわけでございます。

3点目に入ります。1点目は、私は防災無線が聞こえない地域への町としての手段をお聞きしました。これから質問する3点目は、災害情報を聴覚障害者に伝える本町の取り組みについて、どのように取り組んでいるのか答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまの災害情報を障害者へ伝える、聴覚ですね。ではその辺にお答えさせていただきます。

まず1点目としまして、町が住民の皆様に暮らしの行政情報や災害情報を配信する、先ほどお話ししました互理町メール配信サービス「ほっとメール」の防災安全情報メールに登録していただき、町から配信する災害に関する情報及び国からの緊急情報を携帯電話、スマートフォン、パソコンの画面から入手していただく方法がございます。

2点目としまして、災害時に地域において高齢者や障害者の方々が必要な支援を

受けられるようにする災害時避難行動要支援者情報登録制度に登録し、災害時にどのような情報が必要かを含め、必要な支援を地域の支援者に伝えておくことで、情報の取得及び支援者からの情報伝達ができます。

3点目は、町が災害時の避難勧告・指示などの情報を県の防災情報システムに入力することにより、Lアラート（災害情報共有システム）を通じテレビ・インターネット・携帯電話・スマートフォンを通して住民の皆さんが必要とする情報が伝達されます。

4点目でございますが、障害者日常生活用具給付事業において字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組の視聴が可能で、かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号で受信できる機器の給付をしております。このシステムにより、災害情報を入手していただくことができます。

5点目として、聴覚障害2級以上の方が希望された際に設置する文字表示対応型戸別受信機により、防災行政無線の情報を文字に返還して災害情報伝達を行っております。

このような方法により、町では聴覚障害をお持ちの方へ災害に関する情報を発信しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今いろいろ聞いておりますと、それなりに町のほうも一生懸命やはり聴覚障害者の方々にはやっていると思えますけれども、平成29年の12月末現在ですけれども、こういった手帳を持っている方ですね、聴覚障害の手帳を持っている方が93名いらっしゃると。これは、役場のほうから確認しておりますけれども、この方々全員に今言ったことを発信しているのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、福祉課長のほうから答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘） 今議員93名とおっしゃいましたけれども、現在88名の方が聴覚障害ということで手帳を所持しているという状況でございます。この88名全員にこの情報を発信しているかというふうなご質問でしたが、こちらについてはやはりほっとメール便に登録していない方には、まずほっとメール便では行っていない。

2点目に申しあげました災害時避難行動要支援者登録制度に登録していただいた方には行ってありますが、登録していない方には行ってないという状況でございます。

3点目のLアラートというふうなものもありましたが、これについてはテレビを視聴していれば文字放送で情報が伝達できるというシステムになっておりますので、テレビを見ている方であれば情報は取得できるというふうになっております。

4点目の災害時の聴覚障害者向けの緊急信号を受信できる機器、これについては現在1名の方が利用なさっているんですが、今テレビ放送についても文字放送、手話放送、普通に流れている番組もありますので、余り利用はしていないというような状況でございました。

それと、5点目の聴覚障害者用の戸別受信機ですが、これについては2世帯で活用しているというような状況になっているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ということは、88名に何かしらの情報伝達ができるというようになっているわけですか。以上、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘） まず1番はLアラートで、テレビを視聴していただければ全ての方が情報を取得するのは可能かなというふうに思っております。そのほかは、登録ですとかという条件はつきますが、登録している方には情報は伝達されているというふうな状況になっています。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ということは、登録されている人はこちらで流しますよ、登録していない人は知りませんよという、それじゃあちょっと余りにも無責任じゃないかなと思いますので、やはり88名に何かしら「こういう形で流れますから、これは申請してください」と、そういうふうに強く言うことも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘） まず、やはり情報伝達というのは必要なことでございます。1点目

に町長のほうの答弁にもありましたとおり、今後広報わたり、町ホームページ、あとはPRチラシを作成して周知を図るといふようなことで、今言った方法についても周知を図っていききたいなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 聴覚障害者の方々、やはりいざという時のために、そのときに備える防災マニュアル、これを作成してはいかがかと私は思うわけでございます。聴覚障害者用のこの防災マニュアル、他県のほうで見ますと結構つくっているところがありました。ですから、市町村のほうにも回っているんじゃないかなと私は思います。その中で、必要な持ち物とか細かく書かれていました。中でもホイッスル、要するに笛ですね。これが大切だと、このように載っております。なぜかといいますと、やはり聴覚障害者の方は大きな声が出せないんだそうですね。そのために、助けを求めるときにホイッスル、笛が必要なんだそうです。そういったものも記入したマニュアル、そういったものが必要ではないかと思ったわけでございます。

そしてまた、マニュアル作成するのはいいんですけども、例えば文字だと余り情報が伝わらないそうです、そういった方々には。なぜかという、やはり手話で理解しているわけですね。そうしますと、頭の中でもやはり手話で考えるんだそうです。ですから、やはり字ではなく絵を多く入れて、そして聴覚障害者の防災マニュアルを作成する、こういうこともいいのではないかと。そして配布するというのもいいのではないかと思いますけれども、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘） それでは、まず先ほど町長の答弁にもありましたように、町では災害避難行動要支援者情報登録制度を平成27年にスタートさせました。この制度に登録していただければ、町が登録者の情報を自主防災組織、または町内会に提供しますことによりまして、災害時において安否確認や避難支援など、その方に合った個別計画を作成することによって必要な支援が受けられるというようなものでございます。まずはこの制度に登録していただいて、発生時の安全を確保していただければなというふうには思っておりますので、まずこの制度を活用していただくというふうなことで、新たに聴覚障害者避難マニュアルを作成しなくても、災害時の必要な支援は行えるのかなというふうな認識は持っております。

それともう一つ、各戸に「みんなの防災手帳」というのを配布しておりますが、この中に防災に準備しておくものということでホイッスルというのも入っておりますので、こういった配布物も活用していただきながら、安全を確保していただければなというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私もそれ、全部読んでいないものですから、ホイッスルが入っているというのはわかりませんでしたけれどもね。このホイッスルというのは、非常に大事だということを言っております。この聴覚障害者に対する防災意識というのはまだまだ低いのが現状ではないかと、このように思います。震災のときに自分自身の身を守るため、先ほど言いましたけれども学習の場、こういったものが必要ではないかと。こういう学習の場も設けてみたらいいのではないかと、こう思ったわけでございます。やはり、そういった中で聴覚障害者の方々はそこから自分の身を守っていくのではないかと、私はこう思うわけでございます。

2項目目のドクターヘリ運航に伴う本町の対応について、2項目目に入らせていただきます。

1点目、ドクターヘリについては私は平成28年の9月、一般質問させていただきました。そのときは、いよいよこれから宮城県もドクターヘリ運航が始まるぞと、こういう前置きの質問でございましたけれども、きょうの質問はその後についての質問をさせていただきます。

この空飛ぶ緊急救命室ドクターヘリの運航が、平成28年の10月28日より開始されたわけでございますけれども、本町として要請した回数、これは何回要請されたのかもわかりましたら答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、ドクターヘリの要請回数にお答えさせていただきます。

宮城県のドクターヘリは、医療機器などを装備した救急医療用のヘリコプターに医師や看護師といった医療スタッフが搭乗し、救急現場に向かいます。そして、救急現場付近の公共施設や学校のグラウンドなどに着陸し、早い段階から治療を始めるとともに、速やかに適切な医療機関への搬送が可能であることから、傷病者の救命率向上、後遺症の軽減につながることを期待されているところでございます。

このドクターヘリにつきましては、平成28年10月28日から運航開始されておりますが、平成30年8月31日までに亘理消防本部が亘理町内にドクターヘリを要請した件数は8件となっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ただいま8件と聞きましたけれども、これは亘理町だけで8件ということではよろしいですね。（「そうです」の声あり）私も宮城県の医療政策課の地域医療班、こちらのほうに電話して確認しました。亘理町ですと、7件というような形で来たんですけども、どちらが間違っているのか。

県としても非常にこのドクターヘリ、出動しております。ちょっと簡単にお話ししたいと思います。平成28年度10月28日から始まったわけですけども、平成28年度の10月はゼロでした、県としても。それで、県として平成28年度でいきますと50回、そして平成29年度は254回、平成30年度4月から8月までですと139回、非常に多く出動しているわけでございます。

このように、ドクターヘリというのはどんどんどん出動しているということで、大事なことだと私は思っておりますけれども、最近でございますけれどもやはり吉田西部地区でもドクターヘリで病院に搬送されたということを聞きました。亘理から約5分で医療センターに行ったそうです。救急車であれば、30分以上かかるんじゃないかなと思いますね、あそこまでですと高速使っても、ですからドクターヘリであれば、そこには2人の医師も搭乗しているわけでございます。そういった中で、病院に到着するまでに医療活動が始まるわけですから、重症患者も命が助かるだろうと、無事退院できていると、こういうことも聞いております。やはり、これからもドクターヘリの要請がふえていくんじゃないかなと、こう思っているわけでございます。

そこで、2点目に入らせていただきます。本町には、ランデブーポイントが6カ所ございます。町民や学校への周知の徹底が必要と考えますけれども、これについて現状はどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 県内全域を運航範囲とし、基地病院であります仙台医療センターと東北大学病院から交代で出動し、悪天候などで運航を中止する場合を除き、原則として土日を含め日中の時間帯毎日運航しております。このドクターヘリの本町内に

おけるランデブーポイントにつきましては、町及び宮城県のホームページに掲載し周知をしており、また授業や部活で校庭を利用中にドクターヘリが着陸する場合がありますことから、町・教育委員会・各中学校・亶理消防本部とは密に連携しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 消防署と密に連携しているということで、これはいいことだなと私は思っております。

本町の場合には、中学校が4校ございます。それから、その4校はグラウンドに1カ所ずつ4カ所、それから阿武隈公園運動場とそれから亶理都市公園球場、この6カ所をランデブーポイントということで申請していると思えますけれども、私この周知の一つの方法としてやはり看板を設置することも必要ではないかと、こう思うわけであります。学校であれば保護者の方、それから児童生徒ですね。中学校の生徒に対しても、例えば「ドクターヘリの緊急着陸場でありますから危険のないように避難し、誘導員の指示に従ってください」とかですね。それから「皆様のご協力をお願いします」とか。ドクターヘリのイラストでも入れて、よく沼なんかでA4版くらいでポンと置いている見えないようなものじゃなくて、やはり1メートル四方ぐらいの大きなやつでドンと掲げて、それでここはランデブーポイントですよということを知らせる、そういったことも必要なのかなと私は思うわけでございます。

ですから、学校であれば生徒、先生方に電話が行くわけですね、消防署から。そうしますと、先生方がどかしてくれる。ただし、今言った都市公園とか阿武隈公園、ここは消防署の人が行って、そして「ここにヘリが降りますから、済みませんがどいていただけますか」というふうな形で言う。急に言われますと、やはり皆さん少し苦情が来るんじゃないかなと。そういうふうな考えを私持っております、それであればやはりそういう看板を設置する、そうすることによってここはヘリポート、要するにランデブーポイントですよということを知らせられる、そういったことで消防署の方が「済みません、今度ヘリがここに来ますので」と言えば、ある程度そこで遊んでいる方とか野球している方々は自然とそこからどいてくれるんじゃないかなと、こう思うわけでございますけれども。

この看板の設置について、私、平成28年の9月に一般質問したわけですがけれども、

そのとき前町長の答弁はこういう答弁でした。「広報等で概要やランデブーポイントの場所を地域住民の方に周知してまいりますので、現在表示板の設置は考えていない」と、こういうことでした。しかし亙理町でも本年度、先ほど町長からお聞きしましたら8回こちらのほうに出動しているということでございます。この看板の設置について山田町長はどのように考えますか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの看板設置に関してでございますが、今年度指定緊急避難場所等の誘導及び説明を表示する看板等設置に係る亙理町避難誘導防災サイン計画の策定を進めております。その中で、ランデブーポイントの表示看板の設置についても検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そうですと、これはやはり亙理町のほうでお金を出すということですね。平成28年の10月運航開始したわけですが、当時ドクターヘリ開始前平成28年度中にとということで、これは県のほうから来ていたと思いますけれどもヘリポート設置であれば500万円まで助成金が出ると。そしてまた、看板設置するのであれば1カ所に50万円助成金、これがあったわけなんです、あのとき。それでも当時の町長は要らないと、こういうことでしたけれども、町に金がないというふうに言っているわけですから、なぜこのように助成金を出しますというときに設置しなかったのかと、私は本当に残念に思っているわけでございます。

先ほども出動回数8回といただきましたけれども、ドクターヘリの要請がふえているのも事実でございます。そして、命が助かっているのも事実でございます。やはり周知に関して看板の重要性、これは非常に大事ですので、今設置するということでしたのでこれからもまたランデブーポイントはふえていくでしょう。そのときにどういうふうにしていくのか、またこれも後で質問しますけれども、ぜひそのところを考えていただければと思うわけでございます。

3点目に入ります。人の命を救うためのドクターヘリ、海側には荒浜中学校1カ所、浜吉田方面には吉田中学校の1カ所設置しておりますけれども、今後例えば海の事故があった場合、少しでも早く命を救うためにはやはりこのランデブーポイントの増設が必要と考えますけれども、町長の考え、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ランデブーポイントの増設ということでございますが、今年度ドクターヘリの要請回数がふえておることもあります。また、ランデブーポイントの増設について6月に亘理消防本部と協議及び現場確認を行い、新たに6カ所を追加することで現在宮城県に調査を依頼しているところでございます。その中には、議員ご質問の南部のほうのランデブーポイントの追加も含まれております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ドクターヘリが稼働して約2年になるわけでございますけれども、本町でもやっとなランデブーポイントをふやすと、12カ所になるということでございます。やはり少しでも多く設定する、そしてまた少しでも患者のもとに着陸する、そしてまた命を助けるため1分1秒を争うこともこれから出てくるのではないかと、このように思います。これだけ設置したからいいだろうではなく、多ければ多いほどいいのがランデブーポイントでございます。「人の命は地球より重い」と言った総理大臣がございました。ぜひこれからもやはり場所を検討し、亘理消防署と打ち合わせをしてさらなる増設を考えていただきたい、このように思います。

3項目め、本町各小中学校のエアコン設置について質問させていただきます。

本年、日本列島は30度を超す厳しい暑さとなりました。列島各地で猛烈な暑さが続く中、よその市町村でございますけれども、学校現場において児童生徒が熱中症と見られる症状を訴えて病院に搬送される事例が相次いでございました。これは、皆さんもニュース等を見てわかっていると思いますけれども、その中で政府は各小中学校にエアコンが設置できていない学校は早急に設置しなければならないと、設置のため政府補助を検討する考えを示しましたけれども、本町の各小中学校へのエアコン設置について、この考えについてお聞かせいただきたいと思います。答弁お願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） エアコンの設置に関しましてでございますが、菅 義偉官房長官が7月23日のテレビ番組で……。

済みません、これは教育長のほうから詳細を。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、私のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

菅 義偉官房長官でございますが、7月23日のテレビ番組、そしてまた7月24日午前の定例会見で全国的に猛暑であったわけで、猛暑に関しクーラーが設置できていないところは早急に設置しなければならないというふうなことを述べております。全国の小中学校のエアコン設置のために、政府補助を検討する考えを示されました。また、夏休みと冬休みのバランス、いわゆる夏休みをふやすとかいろいろなことを検討する必要があるということもおっしゃっております。その中で、有識者の意見も踏まえながら、学校の休業日のあり方等々について見直す考えも示されたわけでございます。

このことにつきましては、公立小中学校へのエアコンの設置は公平性の面から、多くの学校に一斉に設置する必要があります。その財源的な制約で、整備がおくられてきた経緯があります。文部科学省でございますが、2002年（平成14年度）、2003年（平成15年度）から10年かけて北海道・東北・北陸以外の公立小中学校などの30万室の普通教室にエアコンを設置する事業を、概算要求として盛り込んだわけでございますが、残念ながら財務省には認められなかったという経緯がございました。

その後文部科学省でございますが、2006年（平成18年度）から設置の工事費の3分の1を補助して設置を促しているわけでございますが、国の補助があっても市町村の支出は数億円から、普通教室が多い学校においては数十億円という膨大な経費がかかると。そういう中で、なかなか設置が進んでいないのが現状であるということでございます。またエアコン設置しますと、電気料金だけでなく保守料などのランニングコストの問題も出てまいりますので、設置代だけではなかなか済まされない問題も含んでいるということでございます。

しかしながらやっぱりこの猛暑、西日本のことを考えてみるとこの辺では想像を絶するような暑さがことしあったわけでございますが、経費節減によってエアコン設置を実現した自治体もあると聞いておりますので、本町におきましてもさまざまな情報を得ながら、それから国県の動向も今後探っていきたいなど、今現在はそういうふうにご考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） エアコンつけるには、いろいろ問題あるかと思います。そしてまた、本当にこれはお金のかかることでありまして、本町でエアコンの設置をためらうのは何かといいますと、やはり何と言っても財政負担ではないかと、このように思っ

ております。文部科学省では、2019年度の予算の概算要求にエアコンの設置、それから今度ブロック塀も倒れまして、ああいったものも含めての改修補助、そういった公立学校の施設整備として2,414億円、これを盛り込む方針を決めたわけです。

けれども文科省によると、エアコンの設置時に国から出る補助は費用の3分の1、これは担当次長も言っていました。3分の1なんだということで、何とまあ国もひどいなと思ったわけですがけれども、しかしまだまだ秋に今度は臨時国会、補正予算案を提出して予算措置を図る方針を固めるということをおっしゃっていましたので、まだはっきりこれもこれからまた決まっていくのかどうかだと思いますけれども、やはり気温が30度を超す日が頻発するわけですので。埼玉県でも41.1度と、そういう日がありました。

現在、本町では児童生徒の熱中症対策として水筒持参による授業中の適度な水分補給や、濡れタオルでの体温管理等で対処していると。私の昨年6月暑さ対策の一般質問の中で、教育長からそういう答弁がございました。ここ数年、やはり異常とも言える気温の上昇が頻発し、児童生徒の健康への影響が危惧されております。そしてまた、かつ学習環境も悪化してきていることから、空調設備の設置要望というのは今までもやはり議員の方々、何回か質問されておりました。

これは皆さんもご存じだと思いますけれども、ことしの4月愛知県豊田市では、校外学習から戻った男子児童が部屋に入って熱中症で亡くなるという、こういう事故もございました。本町でことし熱中症で搬送された方ということで、消防署に確認しましたら、小学校はゼロと。それで中学生だと思いますが、学校からじゃなく中学生だと思う14歳1人、15歳1人の2人を熱中症で救急車で運びましたということ、消防署で言っておりました。

ここでお聞きしますけれども、毎日小中学校で各教室の室温、これ計測しているのかどうか。もし計測しているなら、7月で一番高い室温って何度かわかるかどうか。わかりましたら、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それに関しては、教育次長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 教室の温度、記録をとっているかというご質問でございますが、全校10校確認しましたところ、どこの学校も記録はとっていないという

ことございました。ただし学校のほうには温度計、それから環境省のほうのホームページにございます暑さ指数という、要は熱中症にかかる頻度がこの数字が大きければ運動は禁止ですとか、それををはかる温度計がございます。そういうものを学校に設置するように、校長会・教頭会を通じて設置していただくようにお知らせをしております。

それから、また本町で熱中症予防の指針というようなことで、こういう形なんです。これは環境省のホームページにあるような内容で、例えば外気温が35度以上、そして暑さ指数といわれるものが31度を超えれば原則運動は中止ですよとか、こういうような色分けでわかるようなことで学校に配付しておりますので、これをあと学校で張って、各先生方がこれを見ながら生徒の指導に当たっていただけるというようなことで、こちらとしては指導をしているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） わかりました。まず、亘理町のことしの温度でございますけれども、ちょっと皆さんに聞いていただければと思いますけれども、7月・8月ですけれども30度を超したのが何日あったかといいますと、7月は5日ありました。8月は9日ございました。そして、やはり29度でも暑いんです。ですから、29度以上ですと何日あったかといいますと、7月は11日、8月は13日ありました。しかし8月といいますともう夏休みに入っていますので、子供たちには余り無理はないのかなとは思ってございましたけれども。

いずれにしても、私たち少年時代というのは、30度以上なんていうのはほとんどなかったわけでございます。ほとんどというか、聞いたことなかったですね。時代も変わったので、温度も変わったのかなと。気温まで変わってしまったのかなと思ったわけでございますけれども、今地球温暖化ということで非常にそういった形でどんどんどんどん気温が上がっているようでございますけれども。

きのうの河北新報でも報道されておりましたけれども、大和町では全ての普通教室、職員室、図書室、160室に来年の夏には全部稼働するという形で、そのように報道されておりましたけれども、やはりこれは町の収入、亘理町と大和町、今いろいろ大和町のほうには工場が入っております。そういった中で、やはりその差かなと私は思っておりましたけれども、そういった違いはあるといえども、児童生徒

の健康を考え、そして学習環境の悪化につながらないように早め早めに動いていただいて、そしてまた児童生徒のことを考えていただきたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩に入ります。開会は11時ちょうど。休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。

私は2点、食品ロス削減の推進についてと、それから町営住宅について2点お伺いいたします。

まず第1点目、食品ロス削減に向けての取り組みについて、4点伺います。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本におけるその量は、年間642万トンにも及びます。そのうち312万トンが一般家庭から出ており、それを1人あたりに換算すると何と1年間で24.6キログラムの食糧に相当すると言われております。

そこで第1点目、本町でも食品ロス削減のための啓発として、PRをもっと推進していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、食品ロスの啓発に関してでございます。

議員おっしゃっているとおり、食品ロスとは食べられるのにかわらぬ捨てられてしまう食品のことを言います。数字的にちょっと違う部分がありますが、農林水産省が今年度公表した食品ロスに関する資料によりますと、平成27年度の推計値で国全体の食品廃棄物等の量は約2,842万トン、このうち食品ロスは646万トンとなっております。また、一般家庭からの部分だけを見ますと、食品廃棄物等の量は832万トン、そのうち食品ロスは289万トンであり、割合にして約35%となっております。

亘理町の食品ロスの実際の量を把握することは困難でございますが、亘理名取共

立衛生処理組合が岩沼東部環境センターにおいて平成29年4月から12月にかけて、毎月1回の計9回2市2町から搬入された可燃ごみを攪拌した上でサンプルを抽出し、構成されるごみの種類の分析を行った結果、生ごみの割合は8%でした。平成29年度の亘理町の可燃ごみの搬入量は7,903トンでしたので、分析結果に基づきますとそのうち8%の632トンが生ごみと考えられます。また、先ほど申し上げましたとおり、農林水産省の推計では一般家庭から出る食品廃棄物等に占める食品ロスの割合は35%でありますので、亘理町の場合生ごみ632トンのうち211トンが食品ロスと推計されるところでございます。なお、これはあくまでも机上の計算による推計であることをご承知ください。

可燃ごみにして搬出されたごみは、燃やして処理をします。燃料を消費するとともに、二酸化炭素を発生させることとなりますので、温暖化にもつながり、また燃え残った灰は最終処分場に埋立処理しますので、残る灰が多ければ最終処分場の寿命は短くなります。このような環境負担を少しでも抑制するため、可燃ごみを減らしていくことが必要なわけですが、可燃ごみとして搬入されるごみの約7割を構成するビニール類や紙類を資源ごみに分別していただくこととあわせ、食品ロスをなくすことがごみの減量化を進める上で効果的と考えるものでございます。そして、ごみを減らすことはごみ処理費用の削減につながり、亘理町のごみ処理負担金の削減にもつながります。

さて、食品廃棄物に係る町のこれまでの取り組みでございますが、生ごみそのものについてはごみを減容化するための方法としてコンポストや電動ごみ処理機などの購入補助事業を行っており、また地域に出向いて出前講座では各家庭で生ごみの水切り意識を行っていただくことで、ごみの重さを減らすことを呼びかけてきました。しかし食品ロスの削減という点については、例えば環境フォーラムにおける協力団体の発表展示を通して来場された方々に啓発等を実施してきたものの、町民の皆様への啓発までは至っていないというのが正直なところでございます。

食品ロスの原因として、一つ目に直接廃棄、買い過ぎや長期保存がきかず、調理されないままに捨てられる。二つ目に食べ残し、作り過ぎや好き嫌いにより食べられずに捨てられる。三つ目に過剰除去、調理の技術が至らないか、あるいは過度の健康志向から食べられる部分を捨ててしまう。以上の3点が挙げられるようです。

これら家庭の食品ロスは、買い過ぎをなくすため買い物に行く前に冷蔵庫の中を

確認する、また料理は食べられる分だけをつくるようにするなど、日常のちょっとした配慮で削減できるものであり、また各家庭においてもそのことは重々わかっていることだと思います。日常のことであるがゆえに、意識しなければおろそかになりやすいことなのかもしれませんが、私たち一人一人がもう一度もったいないという意識をし、それを行動に移していくことが重要であると思います。

こうしたことから、今後町では食品ロスの削減に意識して取り組んでいただけるよう、現在の取り組みに加え町広報やホームページへの掲載を初め、出前講座の資料への掲載などを行い、PRに努め、町民の皆様に広く周知することでごみの減量化につなげていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） とても具体的にご答弁いただきまして、ありがとうございます。やっぱり今みたいに、数字的なものをきちっと出してもらうということが、一番町民には伝わるのかなと思います。ぜひこの実態調査、推定だという話ですけれども、推定でも町の推定の数字をきちっと町民に知らせていくことが、PRの一つの方法だと思いますので、その点今後いろいろところで説明会なりを町民に数多く設けるというお話をいただきましたけれども、PRの方法として今どのように考えているのか。数字的な部分、それから例えばポスターをつくるのか、そういう部分で考えていることは、広報を打つとかという話もありますけれども、もうちょっと進めていくという中でどのようなことを考えているのか、ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その辺、具体的な部分は町民生活課のほうで担当しておりますので、答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 具体的なPRということでございますけれども、まず先ほど町長も答弁したように食品ロス、これがどのくらい発生しているのか。具体的な数字で、先ほど全国でかなりの数字がロスとして処分されているということでもありますので、まずもってこの現状を町民の方に認識をしていただくというのが非常に大事でありまして、そしてもったいないという意識を高めていただいて、町のほうで具体的にどういった取り組みをすれば削減につながるのか、こういった具体例を示してもったいないという意識を行動につなげていただく、そういった啓発というの

が非常に大事になってくるかと思えます。

それで先ほど申しましたように、今のところ町の広報を初めホームページ、あとは出前講座のメニューに盛り込むなどですね。こういった啓発を中心に実施してまいりたいと考えておまして、具体的に今現在ポスターをつくったりという考えはございませんけれども、まずもって繰り返し意識を高めるための啓発、これを重点的に実施していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町では、この食品ロス削減に向けての事業として予算はとって、今のところは私ちょっといろいろ見たんですけれども、予算はないですね。これ、いかがでしょうか。まず、それに向けて何か予算をとっているというようなことはありますか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 現在のところ、特に予算というのはとっていないところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほど町長が申されましたように、ごみを出してごみを処理するのにお金がかかったり、あと地球温暖化につながるというような食品ロス、生ごみを削減するという、もったいないというそういう部分をみんなに啓発するというのに、やっぱりきちっと予算をとって進めていなくちゃならないことかなと思います。いろいろ、今全国的な市町村で取り組みをしているので、ちょっとだけ紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、もったいない運動の一環として取り組んでいるというのが、宇都宮市です。あと、食育やごみの出し方から食品ロス削減にアプローチしているというのが、野田市です。あと、私が総務常任委員会的时候に視察をさせていただいた松本市のほうでは、残さず食べよう3010運動という、そういう運動をしております。大分市では「3きり運動」ということで、食品を「使いきり」「食べきり」「水きり」、この「きり・きり・きり」で「3きり運動」で生ごみを減らそうという、そういうポスターとかもつくっております。

というように、やっぱり本気になって取り組むという姿勢を町で示していかないと、食品ロスという言葉でさえまだ町民にはまだ伝わっていないというような気が

しますけれども、いかがでしょうか。来年度の予算をここら辺、食品ロスに向けてしっかりと取り組んでいくというような考え、ありますでしょうか。まず、この点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） ただいま議員が申されましたとおり、食品ロス削減に関する取り組みというのはいろいろ全国でも行われておりますので、今申されたような先進事例の情報収集をしまして、取り組みについては研究させていただきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 国では、家庭から出る食品ロスの量を、2030年度までに2000年度と比べて半減させるという目標を決定しております。本町でもこれ、本当にしっかり取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、興味深い取り組みがまた全国で載っておりましたので、これ消費者庁で発表しておりますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。消費者庁がことしの1月から2月にかけて、徳島県内の家庭約100世帯を対象に行った食品ロス削減に関する実証実験では、各家庭から廃棄された食品の計量と記録を4週間実施したということです。そして、さらにその100世帯のうちの半数については、適切な情報提供や助言を行った結果、助言を受けた世帯では1世帯当たり食品ロスの量が約4割も減ったというふうに、消費者庁で公表しております。

やっぱり本町でも、もうちょっとポスターやセミナーとかそういう実施はもちろんのことですけれども、町民運動というような、本当にみんな台所で毎日つくります、毎日食べます。やっぱり町民運動として取り組んでいくという姿勢がなければならぬと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 今議員が申された実証実験のほうなんですけれども、その結果から見てもやはりもったいないということはわかっているけれども、どういったことをやったらいいかわからないという方がいっぱいいると思います。実証実験では、そういう形で半分の方に取り組みの仕方を教えることによって、結果として検証に知らない方と知っている方の差が出たということでもありますので、繰り返しになりますけれども、先ほど言いましたようにまず町民のもったいない意識というのを高

めるための啓発を繰り返し実施するのと、あと現在町のほうで消費生活講座というのを実施しているんですけども、年3回やっているんですけども、この中の一つにテーマとして盛り込んで、そういった講座においても今後PRといたしますか、取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、（2）です。町民と事業者が一体となった取り組みが重要と考えますが、具体的な考えについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 食品廃棄物等の国全体での発生量につきましては、農林水産省により平成27年度の推計値で約2,842万トン、このうち食品ロスが646万トンとなっております。この食品ロスを事業系と一般家庭に分けてみますと、事業系が357万トン、一般家庭が289万トンとなっており、それぞれ約半分を占めているところでございます。

食品ロスの発生要因としましては、事業系においては製造業であれば製造過程で規格から外れたもの、卸売業であれば返品されたもの、小売業であれば売れ残ったもの、外食産業であれば食べ残しなどが挙げられ、一般家庭においてもさきの質問の回答でも触れましたが、直接廃棄・食べ残し・過剰除去が挙げられます。

なお、事業系食品ロスの発生量の業種別の割合ですが、食品製造業が39%、外食産業が37%となっており、大部分を占めております。このデータをもとに考えますと、町民と事業者が一体となり、かつ食品ロスの削減効果の高い取り組みとして食べ残しをなくすことが有効と思われれます。

佐藤議員もご承知のとおり、「30・10運動」というものがあります。これは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間は、席を立たずに料理を楽しみましょう。お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。このほかにも、宴会の際は適量を注文する、また料理がたくさん残っているテーブルがあれば少ないテーブルへ分けることで、食べ残しを減らすことができます。このことに関しましては、町民と事業者というより、私たち一人一人が家庭、職場、いずれの食事の機会においても「もったいない」の気持ちを意識して食品ロスに取り組むということではないかと思いますが、これらの推進につきまして町のホームページや広報でPR

していきたいと考えております。

また、外食産業においては、消費者それぞれの好みで適量が食べられるよう、メニューの大盛り設定のほかにハーフサイズや小盛りというような設定を加えているところもあります。これも食品ロスを減らす取り組みであると思いますので、町内の事業者の方々に対しまして商工会を通し、取り組みを推進していただけるように働きかけていきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町としてできることはという部分で、ちょっといろいろ調べさせていただいたんですけども、事業者に対する取り組みとして横浜市では「食べきり協力店事業」という、そういう事業を展開しております。市内の飲食店・宿泊施設等での大盛りでなくて小盛りメニューの導入、それから持ち帰り希望者への対応、食べ残しを減らすための呼びかけ・実践など、取り組む項目を決めてその協力店をデータマップ化し、市のホームページで紹介をしているというふうに記載しております。

あと、大分市では「食べきりトライ」として小売店や飲食店にポスターを提示して、普段の買い物や外食時に少しの心がけを呼びかけている、それが食品ロスにつながるという、そういうようなポスター提示してお店に張っているということです。あと、広島市のほうでは「食べ残しゼロ推進協力店」「食品ロス削減協力店」の登録をしてPR等を実施しているという、そういうことが紹介されてありました。北九州市、いっぱいあります。全国でやっていますので、市民の食べきを推進するための取り組みとして、「残しま宣言応援店」という、そういう登録をしているというのも北九州市のほうでありました。

ぜひ本町でも、いよいよはらこ飯のおいしいシーズンで、お客さまがいっぱい来町されると思いますけれども、町の商店街、飲食店に「食べきりましょう」とか何かもうちょっと取り組んでいるというのが見えるような、そういう食品ロス削減に向けた取り組みが必要かなと思います。やっぱり見えないと、何をしているんだかわかりませんし、あと一生懸命お店として小盛りメニューをいっぱいつくっていても、やっぱり町でちょっと応援しているというような姿勢を示していくことも大事なことだと思いますので、そこら辺いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 事業者のことも考えたお答えになりますので、商工観光課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 「もったいない」という、このことですね。町民だけでなく事業者の方も、つくるほうも考えなきゃいけない、それはもちろん議員のおっしゃるとおりでございますが、何せ事業者のほうは商売でやっているというのもございますので、そういった兼ね合いも考えながら協力をしていただくと。ただいま議員からいろいろな自治体でやっているもののご紹介もいただきましたし、そういうのも勉強させていただきながら、今後事業者の皆様の方に啓蒙なりPRなりしていきたいと考えます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） じゃあ、（3）です。食育の観点からも、食品ロス削減の推進は重要と考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） まず初めに、食育全体についてですが、国は平成17年7月に、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品製造流通関係者、ひいては国民一人一人がその役割を果たし、食育を国民運動として推進する「食育基本法」を制定しております。

その中で、亶理町においては亶理町食育推進会議設置要綱に基づき、学識経験者、医師会、生産者、流通関係者、学校関係者、地域活動関係者、一般公募者及び行政関係者を構成員とし亶理町食育推進会議を開催し、平成21年3月には「亶理町食育基本計画」を策定しております。

現在は、「第2次亶理町食育推進計画」で食育を推進しておりますが、食品ロス削減に関する取り組みとしましては、「第2次亶理町食育推進計画」の5項目あります基本施策のうち「豊かな心を育む」の施策として、「栽培・収穫・調理等のさまざまな体験を通し、食に対する関心と理解を深める食育を推進すること」、及び「生産・流通・調理にかかわる全ての人に対する感謝の心と『命をいただく』ことへの感謝の心、食物を大切にする心を育む食育を推進すること」と明記し、亶理町食育推進会議を構成する関係機関を中心としてそれぞれに取り組みを行っている状況です。また、亶理町食育推進会議は年2回程度開催しておりますが、その中で食

育の推進状況の確認、関係機関の取組事例等の情報交換、意見交換を実施し、関係機関それぞれの食育推進内容の充実を図っているところでございます。

また、食品ロス削減に関する取り組みについては、平成28年3月に策定された国の「第3次食育推進基本計画」において、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民をふやす」という表現で初めて明記された状況です。亘理町においては、今年度において「第2次亘理町食育推進計画」の評価をし、平成31年度をめどに時期計画の「第3次亘理町食育推進計画」を策定する予定ですので、亘理町食育推進会議の全体的な意見が前提とはなりますが、国の「第3次食育推進計画」及び宮城県の「第3期宮城県食育推進プラン」との整合性を図り、食品ロス削減に関する取り組みも視野に入れ、亘理町の食育の課題解決を踏まえた「第3次亘理町食育推進計画」策定したいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうですね、平成21年3月・平成26年3月、第1次・第2次、そして来年の3月には第3次の食育推進計画を策定するということになりますけれども、今まで食品ロス削減についてという言葉は本当になかったのが、今度平成31年の第3次には何らかの形でそれを盛り込みたいということ、そういうご答弁だと思います。ぜひ食品ロス、食育という部分で大事なことだと思いますので、お願いしたいと思います。

ところで、本町の食育についてちょっとだけお聞きしたいと思います。保育所とか小中学校での食品ロス削減についての教育は、私は大事なことだと思いますけれども、つくってくれた方、それから野菜をつくってくださった方、調理をしてくださった方に、もちろん感謝ということもとても大事なことですけれども、残さないという「もったいない」という、そういう精神の教育というんですかね。そういうのも今後町の小中学校、保育所の中できちっと教えるというか教育していかなくちやならないことかなと思いますけれども、今まで第1次・第2次の食育の推進計画の中にはなかったんですけれども、今後この3次が出たときというか、出る前からもちろんやっていた部分はあるかもしれませんが、ぜひもっと学校の中で、保育所の中で「もったいない」と、つくってくれたものは残さず食べようという、そういう教育も必要かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） この件に関しましては、教育次長並びに子ども未来課長のほうに答弁をさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 教育委員会のほうでは、給食センターがメインになるというふうに思いますけれども、学校給食センターのほうではまず各小中学校に給食担当の先生がございます。その方々に、食育に関していろいろやっていただいております。そしてまた、給食センターのほうはそれぞれのその日の献立につきまして、一口メモというものを用意しております。例えば食材でキノコが使われていれば、「キノコというものは例えば胃腸の調子を整えます」とか、「こういうものですので残さず食べましょう」というような、これを校内放送でやっていただいておりますので、そういった中で小学校から例えば旬の食べ物ですので、こういうものを残さないで食べましょうというように学校に配付しております。毎日、毎日の献立に合ったようなものを放送していただけるように実施しておりますので、小学校のころから食育に関しましては、そういうことでやっているというのが実情でございます。

議 長（佐藤 實君） こども未来課長。

こども未来課長（橋元栄樹君） 保育所における食育でございますけれども、各保育所におきましては園内や近くの畑をお借りして、野菜の栽培であったり調理体験等を通して食への興味や関心を持たせるということで、食にかかわるさまざまな機会を豊かな体験の場というふうに捉え、食べ残しをなくすことへの工夫を行っているところでございます。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 学校でも保育所でも、しっかり「もったいない」精神をちゃんと教育しているということをお聞きいたしました。学校給食だけで言いますと、まず毎日どれだけ残しているかというのをきちっと算出して、そしてその結果を献立作成や児童生徒への食育に活用しているというのを、これは野田市というところでやっております。

あと越前市というところでは、小学生向けに食べきり行動の推奨のために4コマ漫画という漫画を活用して、これは給食ではないんですけれどもレストランに行っ

ておいしそうなのがいっぱいあるけれども、やっぱり食べられる量を残さないで食べるというようなそういう漫画をつくって、学校給食ではないですけども、日常生活の中での「もったいない」という食品ロスに向けた取り組みをやっております。あと、買うときは必ずリストをつくって、必要なもののリストをつくって買い物をするというようなこともやっているというような、越前市のほうではやっておりました。

ぜひ、学校給食とともに子供たちにお家の中でもご飯を残さないで食べましょうとか、どこかに行ったときもやっぱり食べられる量だけ取って、何でもかんでもいっぱいお皿を山のようにして残してしまうというようなことがないように、しっかりこころをきちっと教えていかなくちやならないのかなと思いますけれども、あわせていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） その重要性は、確かに必要だと思います。残さずに食べるというのは、本当に大切なことだと思います。先ほども申し上げておりますけれども、給食センターのほうで毎日の献立に合わせて「こういう素材が使われております。残さず食べましょうね」と。あと、こういう調味料を使っておりますので、例えばしょうゆ、みそ、「これがどれに使われているか考えながら食べてくださいね」とか、そういうふうなことで子供たちの興味を引くような感じで食育といたしますか、そういうのもやっております。

そしてまた、食の細い子というのは当然出てまいりますので、そういう子供に対して「何が何でも食べる」というのはちょっとできないものですから、この辺ちょっと難しい問題がございますけれども、やはり残さず食べるような指導というのは必要だと思いますので、これからも重ねてその辺はやっていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、（4）です。町では残食を活用したバイオマス事業をしておりますが、現状と今後の考えについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） バイオマス事業に関する件でございますが、本町のこれまでのバイ

オマス事業に関する取り組みといたしましては、平成24年度以降「特定非営利活動法人元気な日本をつくる会」の協力を得て、バイオマス発電事業の検討を進めてきたところであり、平成25年度には「バイオマス発電事業調査委託事業」においてメタン発電の分析、事業の実現可能性に向けた検討、原料調達量及び予備原料の供給先の検討等を調査したほか、平成27年度以降は特定非営利活動法人元気な日本をつくる会の関連会社である「サスティナブルエネルギー開発株式会社」において、中小企業庁所管の「商業・サービス競争力強化連携支援事業」を活用し、亘理中央地区工業団地内の一部に投入量日量2トンのコンテナ型バイオマス発電システムを構築し、本町の給食センターや町内の食品製造業者の残さ等を原料として実証実験を進めてきたところですが、現在は試験運転を終え、発電システムを休止している状況にあります。

また、本格的なバイオマス発電施設については、平成26年度に策定した「災害危険区域等土地利用計画」において、鳥の海公園北側に位置する多目的利用ゾーン内、約2ヘクタールを建設予定地と位置づけたところですが、昨年度の関係者との打ち合わせにおいて、隣接する道路へ接続するための橋梁建設や用地造成等で約2億円を超える費用を要する見込みであることが判明し、総事業費が過大となる可能性が高いことから、現在の建設予定地での計画実施は極めて困難であると認識しております。

現在は、「サスティナブルエネルギー開発株式会社」からの変更計画書の提示を待っている状況でございますが、今後とも関係事業者と協議・検討を行いながら、計画実現の可能性を模索してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） このバイオマスについては、平成28年の12月に安藤議員のバイオマス発電の現在の状況はという質問に対して、今言われたように「コンテナ型バイオマス発電システムを導入して実証実験の準備をしています。原料は、学校給食センターや町内の食品製造メーカーから廃棄されたカット野菜の残さを利用する予定となっている」と答弁されております。実際、私たちも中央工業団地内に設置された施設に視察をさせていただきました。そのとき、私は廃棄物のリサイクルとして循環型社会の推進につながるものだなと思っておりました。

これは、生ごみの減量化にも大きくつながりますし、とてもどのようになるのか

など思っておりましたけれども、先日中央工業団地の中のサステイナブルエネルギー開発株式会社のところに行ってみたら、草がいっぱい生えていて何もしていない状態が、どれぐらい何もしていない期間があったのかなというようなそういう状況でした。そして、使用期間もちょっと削られているような感じで、平成28年と呼んでいいか平成29年と呼んでいいかわからないんですけれども、3月31日というような表示がありましたけれども、町ではあそこは貸しているわけですが、この期間の設定とか何かすごく不安になっているような状況が私の中には感じられたんですけれども、このことをもうちょっと詳しく提示していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては、担当している企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 亘理町工業団地の貸与の状況でございますけれども、ちょっとその看板がちゃんと表示されていないということは、私どもの指導も不十分で、大変申しわけございません。今現在の許可の状況ですけれども、ことしの10月末までの許可ということで、今のところは許可を下ろしております、今のところ先ほど町長の答弁あったように発電施設も休止したということで、コンテナの移籍先等を今検討されているような状況で、今現在はもう休止しているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町では、これまでバイオマス発電事業にどれだけ助成をしてきましたかね、お金を出してきましたかね。その点、まず第1点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 町の直接の助成といいますと平成25年、先ほどこれも町長から答弁あったバイオマス発電事業の調査委託事業、こちらの事業費として299万円、こちらのほうが町からの支出でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） このときは、多分元気な日本をつくる会が主体となっていたと思

ます。初めの計画は、バイオマス発電の原料となる旧いちご団地の利活用、それとあとわたり温泉の廃熱利用による経費削減等の効果が期待できるとして、多分町ではこの299万円を助成したんだと思うんですけれども、今のお話を聞きますと大分難しくなっているのかなと思いますけれども、いかがなんでしょうかね。向こうから提示されるのを待っているという、そういう先ほど町長からの答弁をいただきましたけれども、町には来てくださるんですかね。それとも、ちょっとなかなか来れないというか、299万円はもうないものと思っていいのかなどうか。そこら辺、ちょっと知らせていただきたいと思います。

これ、299万円というのは町の期待度、期待をしたお金だと思います。それは、皆さん町民の税金から出ているお金だと間違いなく思いますので、そういう部分で一番いいところ、中央工業団地のあそこの土地を貸してまでも実証実験をさせて、その実証実験の結果も何も私たちには報告されていないというのが現状でございます。そういう部分で、今後の行方についてもうちよっときちっとお話をさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 済みません、こちらも事業主体がサステナブルエネルギー開発株式会社ということで、町としましても今は計画変更案の提示を待っている状態でございます。

ただ町の認識としては、もちろん先ほどお話しあった災害危険区域土地利用計画で2ヘクタールの建設予定地も、これも撤退したわけではなくて、あと互理中央工業団地についてもこれは無償でお貸ししているわけではなくて、町の条例に基づいて行政財産の目的外使用ということで適正にお借りいただいているわけですが、町としてもやはりバイオマスは循環型の発電事業ということで、結果的には食品ロスなりの削減にもつながるとということで期待はしているところですが、やはり今のところは計画変更案の提示を待っている状況で、あとは今後計画実験の可能性については協議検討を進めたいというような状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 具体的に決まっているのが、10月末までにそこは撤退するというところだけは間違いなく決まっているということだと思います。ぜひバイオマス発電、

循環型社会ということを考えれば、できれば町のほうできちっとできればいいのかなと私の中では思います。

先ほどの、ちょっと戻るかもしれませんが、学校給食の残さ量として水分も含めて小中学校合わせると、平成29年度が3万1,882.4キログラムという、ちょっと給食センターからいただいた資料を見ますとこのように提示してありました。この生ごみの処理をするのに、収集したり焼却したり、そして最終処分場までという本当に多くの費用がかかります。そして、二酸化炭素とか何か地球温暖化とかいろいろ出てくのも間違いありませんので、ぜひ今後の亶理町の循環型社会に向けて取り組んでいただきたいと思います。

もしあれでしたら、バイオマスだけでなくいろいろなところで、学校給食の活用という部分で飼料化や肥料化なども視野に入れながら、食品のロスの削減に向けた残さの活用という部分も、あわせてやっていただきたいと思います。

それでは、2番目の町営住宅というところに入ります。

町営住宅の入居基準を緩和し、若い世代（子育て世代）の入居ができるように推進すべき考えますが、いかがでしょうか。また、空き室や周辺の管理についても伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 子育て世代の入居の推進を図るため、町営住宅の入居基準を緩和してはどうかとのご質問でございますが、本町では心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情などから特に住居の安定を図る必要がある世帯を裁量階層世帯として、入居できる収入基準を、一般世帯が政令月収15万8,000円以下としているところを、21万4,000円までとしております。その裁量階層世帯としましては、満60歳以上の方のみで構成される世帯、身体障がい者や精神障がい者の方を含む世帯などのほかに、小学校就学前の子を含む世帯についても、子育て世代の方へ配慮しまして、入居基準の緩和を行っているところでございます。

子育て世代の方へのさらなる緩和策としまして、現在の入居基準である小学校就学前を含む世帯から、小学生や中学生を含む世帯までとすることも検討しましたが、子育て世代の入居者が多くなりますと本来救わなければならない住宅に困窮する低所得者の入居の機会を減らしてしまうことになってしまいます。また、民間のアパートなどもかなり空き室がございますことから、現時点では入居基準の緩和につ

いては行わない考えであります。

続きまして、町営住宅の空き室や周辺の管理についてであります。7月末現在では災害公営住宅で7戸、既存住宅で40戸が空き室となっておりますが、災害公営住宅の空き室のうち2戸につきましては、車椅子対応住宅でありますので、ほぼ空き室はない状況となっております。そのため、入居希望者がより多く入居できるよう、既存住宅についても募集を行っておりますが、前回募集しました6月では災害公営住宅についての申し込みはありましたが、既存の住宅についての申し込みはありませんでした。今後も定期的に募集を行ってまいります。袖ヶ沢住宅と下茨田住宅はエレベーターが設置されておられませんので、入居希望者が選択しやすいよう日常生活に支障の少ない低階層の募集を優先的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、周辺の管理につきましては、住宅団地内の公園や緑地の草刈りを年2回行っておりますが、今後も入居者の皆様の生活に支障とならないよう定期的に巡回し、適切な維持管理を行ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 法令により全国一律に定められている公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例により地域の実情に応じて設定できるようになっております。地方独自の基準の具体例としても、やっぱり全国でいろいろな、大体2割の自治体で子育て世帯などに対して緩和の措置をしているというのが現状でございます。

今町長が申されましたけれども、災害公営住宅で7戸、そして既存住宅で40戸、40戸です。40戸あります。その公営住宅・町営住宅の中を見ますと、高齢化がとてもし高いように思います。高齢化でいいますと、例えば災害公営住宅です。集合住宅形式で、下茨田南住宅が53.5%です。そして、戸建て形式では江下住宅が68.6%と、ここは災害に遭われた方が住んでいらっしゃる場所ですので、高い・低いとかという問題ではないと思いますけれども、袖ヶ沢住宅にしても倉庭住宅にしても高齢化が高いと思います。私、そういう中で多世代というんですかね、やっぱり多くの世代の方、高齢者だけでなく子供の世代、それから40代、50代、いろいろな世代の方が混じり合って町営住宅に住まれるような体制づくりをしていかなければならないと思います。

もちろん町営住宅にはいろいろな基準がありますが、この基準をやっぱり若い世代に入りやすく、小学校就学前まででなくて、小学校の卒業までとか中学校までということは、やっぱり若い世代の若い世帯の方たちの入居につながると思いますので、多世代の人があそこの町営住宅に住めるような体制づくりを今からしていかないと、あそこどんどん高齢化率が高くなってきますし、みんなで見守りをしていく上でもコミュニケーションを形成していく上でも、これから大事なことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しまして、所管しています施設管理課長のほうより答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 議員のおっしゃるとおり、子育て世代とあと高齢者の方が多くなってきているということで、子育て世代の方も入りやすい状況をつくったかどうかということですが、やはり本来の趣旨としましては町営住宅につきましては住宅に困窮をしている定額所得者の方を救うべき施設ということになってございます。それで町長の答弁にもございましたとおり、最近アパートを見ますとどうしてもあきがある状態になってございます。そこが民間の経営を圧迫するという形につながっていきますので、今の状況を維持したいというふうに現在は考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、町営住宅は全て合わせて680戸、そしてまた亘理町には県営住宅もあります。県営住宅は130戸、合わせて810戸が公営住宅、公の住宅ということになります。本町の世帯数が約1万2,300世帯とすれば、約6.6%が公営住宅世帯ということになりますけれども、この例えば既存の住宅、倉庭住宅・袖ヶ沢住宅等に入居した場合、お風呂がついておりません。お風呂とお風呂の釜は自分で準備をしないとだめですので、約20万円ぐらいかかるというのが現状だと思います。

4階建ての部分はエレベーターがないですので、ここもこれから先はなかなか希望がそんなにでてこないのかなと思います。そしてまた、毎年屋根の改修やシロアリ対策とか、維持管理にも経費もたくさんかかっておりますけれども、今後の亘理町の維持管理、680戸という、あきが40戸という数も示されておりますけれども、

6月の募集では1件もなかったという話ですけれども、このあきを埋めていくのか、それともちょっと680戸でなく既存の住宅の古い部分を今後は少し削っていくのか、少し削減していく考えなのか。ちょっとそこら辺、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 具体的に施設の廃止なり縮小というところまでは、今現在考えてはございませんが、できるだけ募集を低層階からかけていきまして、高齢の方なり小さいお子様を育てる方たちが入りやすいところを埋めていきたいというような形で、今募集を進めております。ただ現状としましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、やはり災害公営住宅の希望者はございますけれども、町営住宅のほうに希望される方はいないという状況にございまして、本来であれば分散していただけるのであれば、もっと入る方はおられるんですけども、どうしても災害公営住宅を皆様希望されておまして、抽選により漏れている方がおられるという現状であります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 空き室が現在47戸、今月の募集を見ますと11戸の募集をしておりますけれども、残りの36戸の空室についてはまずどのように考えていますかね。倉庭住宅はあきが11戸で入居率は81.4%、袖ヶ沢が19戸あいていて80.2%の入居率、下茨田住宅は10戸の空き室があって79.2%という入居率になっております。

倉庭住宅は平屋なので、空き室は本当にすぐにわかります。草がボウボウで、本当にすぐにわかりますけれども、ここの空き室空気の入替えとかしているのかしらって思ったりします。本当にそのままにしていたら、どんどん傷むと思いますけれども、そういう管理なんかはどのようにしているのか。今回の募集に対して、空き室はどのように対応するのかということと、あと管理はどのようにしているのかということについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 空き室の解消につきましてまずご回答させていただきますけれども、現在募集をかけているのは今回町営は袖ヶ沢2戸、下茨田2戸、倉庭2戸という形で6戸募集をかけるようにしております。それは、退去してすぐの方の住戸をまず優先的に再募集をかけるという形をとっております。そのことに関しまし

ては、出てすぐということ町でほうでの修繕、再募集をかけるために手かけねばならないんですけれども、そこで一番お金がかからないという形で新しい住戸をまず募集をかけております。

募集の戸数につきましては、募集をかけるには修繕を全てかけて募集をかけますので、全戸募集をかけるとなると全部の修繕費をかけなければならない。ただ埋まらなければ、また次の募集のときにも手をかけるような形になるということで、現在今回は6戸、それで埋まってきましたらその次の住戸を修繕しながら減らしていきたいというように進めております。

あと維持管理につきましてはですけれども、定期的ではないんですけれども空気の入替えはしておりますが、やっぱりそんなに頻繁に行っていないというのが実情でございます。そこら辺の管理もでございますので、今後適正な管理になるように行っていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 町では、町営住宅の管理を県の住宅供給公社にお願いしておりますけれども、前町の建設課でやっていたときはもうちょっと草が伸びる前に刈っていたような、あと周辺の確認とかというのもうちょっとやっていたような気がするんですけれども、県の住宅供給公社になってから何か少し管理が町でやっていたよりもどうなのかなというような思いが見えてきていますけれども、ここら辺の確認は町がきちっと県のほうに言っているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 施設の管理につきましては、議員のおっしゃるとおり公社にお任せしておる状態ではございますが、定期的な巡回等は町の職員が行っております。公社に委託になってからということとはそんなにないのかなと思っております。ただ、実情的にそういう形が見えるということでございましたら、もう少し町のほうと公社のほうで話をしまして、徹底した維持管理に努めたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ町営住宅の管理について、何とか頑張っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時からといたします。休憩。

午前 11時58分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、木村 満議員、登壇。

〔15番 木村 満 君 登壇〕

15番（木村 満君） それでは、15番木村でございます。通告に従い、1点目空き家対策について、2点目行政運営の電子化についての2点質問させていただきます。

まず、1点目の空き家対策についてですけれども、こちらは震災発生後その復旧・復興、これが急務となりまして、住宅の供給需用も供給不足となったことから、空き家問題に関してはその復旧・復興の完了が見えてから、本格的な対策をとるべきことなのかなと考えておりました。震災から約7年6カ月経過いたしまして、昨年から災害公営住宅の一般公募も開始されたことから、住宅の供給不足も解消されたことなのかなと思っております。

そこで、空き家問題の本格的な対策を再開する時期というのが今なのかなと捉えまして、この空き家問題について質問させていただきます。

まず1点目、空き家の状況についてですが、震災によって恐らく沿岸部の空き家であったり、またはもともと倒壊のおそれがあるような空き家というのは、その撤去であったり解体というのが進んだと思いますので減少したとは考えるんですけども、現状をどのように把握なされているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町の空き家の現状ということでご質問いただきましたので、回答させていただきます。

本町の空き家の現状につきましては、平成19年度に雑草繁茂の箇所を把握する一環として空き家調査を実施して以来、調査を行っていないことから、全体的な状況は現在のところ把握しておりません。

なお、平成19年度の調査結果では、空き家の件数は78件でありました。10年が経過しており、その間東日本大震災に関連して解体されたものや新たに空き家になったものがあることから、当時と比較すると相当数変動しているものと考えておりま

す。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま町長のほうからご答弁いただきましたけれども、平成25年3月の議会で先輩の議員であります鈴木邦昭議員の一般質問への回答でも、同様の回答として平成19年度の空き家件数これが78件、平成25年度については調査を実施していないということで、それから調査を実施なされていないというような、このような答弁だったと思っております。

その後、先ほども述べたんですけれども、震災の影響で相当数変動があったんであろうというふうに思っております。特に荒浜地区、あとは吉田東部地区、こういった浸水地域においては減少しているんだとは思っておるんですけれども、もともと空き家であったものというのはより劣化しておりますし、または人口の流出とか転入・転出、そういったもので新たに空き家となったようなものというのがあると。その可能性があるんじゃないかと考えておりますし、私自身もちょっと道を通っていますと防犯上、または景観上少し好ましくないなというような、そういった空き家を目にすることがあります。

今後、この空き家の対策というものをしっかり行っていこうと思うと、どうしても現状の把握というものがなくなってこようかと思しますので、ただいま調査されていないというようなご答弁ではあったんですけれども、ぜひ調査を実施していただきたいと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」いわゆる空家特措法が成立し、平成27年5月から完全施行されております。空家特措法の目的であります、適切な管理が行われていない空き家等が防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、住民の生命・財産を保護し、生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することを目的としております。そして空家特措法では、市町村は空き家等に関するデータベースの整備に努めることとされております。

空き家になってしまう理由は、所有者それぞれに実情があるわけですが、空き家であること自体が悪いことではなく、適切に管理されていれば問題ありません。これらを把握するため、まず空き家の実態調査をしたいと考えているところでござい

ます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいまご答弁いただきましたとおり、空き家そのものの自体が悪いということはないんですけれども、空き家が不適切な管理になっていくということが問題であると、このように認識しております。

しかし、この不適切な管理になっていくというものは、途中でそうなったというよりはどちらかと言えば空き家となったとき、これの理由とか背景というのが大きく影響しているんだろうなと思っております。要するに、相続等により取得されたものとか、あとはもともと利用する予定のないもの、こういったものは初めは管理していたとしても、そのうちだんだん管理されなくなっていくというケースが多いのではないかなと思っております。

そのため、ただいま調査実施するというようなご答弁ではあったんですけども、なるべく早めに行ったらいいのかなと思うんですが、この調査自体いつごろに実施予定で、またはどのような内容で実施なされるのか、この辺ご答弁お願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その実施方法等につきましては、所管しています町民生活課長のほうから答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 空き家調査の実施の時期と内容についてということでございますけれども、初めに調査の内容につきましては、まず空き家の場所を特定する必要がありますので、町が委嘱しております環境美化推進員さんのご協力をいただいて各行政区単位で調査を実施しまして、空き家の場所をまず特定をしたいというふうに考えております。次に、この場所が特定された空き家について、町において現地等を確認しまして所有者を特定して、データベースとして整備をしたいというふうに考えておまして、ここまでの作業を何とか平成30年度中に実施したいというふうに考えているところでございます。

また、これらの調査の結果を踏まえて、所有者に対しまして今後の活用方法などに関する実態調査の実施でありますとか、あとは対策が必要な空き家の選別、こういった実施について検討する予定としております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 平成30年度中に実施していただくということですので、ぜひ確実に実施していただきたいと思っております。

それで（2）に入らせていただきますが、ただいまやりとりの中で調査まだだというふうなお話であったわけでありましてけれども、私自身も空き家というのは目にしておりますので、相当数あるという前提に立った上で、その空き家対策の問題の解決に資するような提案を三つほどさせていただきたいと思えます。

まず（2）空き家バンク制度、これを構築してはどうかと考えております。空き家バンク制度の内容自体はもうご承知のことと思っておりますので、省略させていただきますけれども、平成30年の5月時点においては約4割の自治体がもう設置済みと。さらに、約2割の自治体が設置に向けて準備しているというようなことでしたので、大体6割の自治体はもう設置に向かっているというような状況がありますので、ぜひ本町においてもおくれることなく、こちらの空き家バンク制度を整備していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員おわかりのように、空き家バンクとはご承知のとおり、自治体が行う登録制による空き家情報の提供事業であります。所有者と利用希望者を引き合わせ、空き家の利活用を進め、もって空き家の解消を図るものでございます。

この空き家バンク事業は、本町の定住促進を図る上で、定住希望者の受け皿となる有効な手段の一つであります。また、既に多くの自治体に取り組んでおりますので、それらの内容を参考にしながら取り組みについて前向きに検討させていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま前向きに検討するというようなご答弁いただいたわけでありましてけれども、これは言うまでもないんですけども制度の構築、これがされたとしてもそれが目的ではなくて、空き家の流通を図ることによって空き家自体の減少であったり定住であったりというものが目的になっているわけでありましてから、その実現の可能性というものをどうやって高めていくかということを考えなければいけないと思っております。

そこで、やはりこの不動産の流通というものに関しましては、不動産の宅建業者、

この方々がノウハウを非常に多く持つておることから宅建協会、こういったところとの協力関係というのも構築しながら制度構築を考えられたらどうかと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、宅建協会との協力ということでございますが、担当しております町民生活課長に答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 空き家バンク事業で、宅建協会との協力ということでございますけれども、既にこの事業を導入しております市町村の事例を見ますと、市町村は物件を所有する方とそれを利用、あるいは購入を希望する方の引き合わせまでは行いますけれども、そこから先の交渉、契約については当事者間でやっていただくか、あるいは任意で地元の宅建業者に媒介を依頼されるように案内をしているのが一般的というふうになっております。

また自治体によっては、登録の際に物件の調査の段階から宅建業者にかかわってもらいまして、契約交渉も必ず宅建業者に仲介してもらうシステムをとっているところもあります。不動産を紹介する事業でありますので、町といたしましてもこういった専門的な知識を持っている宅建業者の協力があれば心強いと考えているものでございますが、これらの協力を呼びかけるとなれば、宅建業界の窓口として業者の方々が会員となっている宅建の全国宅地建物取引業協会と、あと全日本不動産協会という二つの協会がありますので、この二つとの連携を図っていく必要があるというふうに考えております。

なお、県内のほうでは登米市と気仙沼市が宅建協会と不動産協会と空き家バンク事業に関する協定を締結し、協力しながら事業のほうを進めておりますので、本町におきましても事業の導入段階となりましたならば、宅建業者との連携について検討したいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 宅建協会との連携も視野にということで、ぜひ実用性の高いそういった制度ができることを望んでおります。

それでは、（3）番に入らせていただきます。

農地付き空き家の流通促進についてですけれども、都会から移住してくるような

方というのは、農業をしながら暮らすことを目的としている場合というものが多くあります。ちょっとデータ古いんですけども、平成26年6月に内閣府の広報室、これが実施しました農山漁村に関する世論調査というもので、既に移住を考えているという方を対象としたアンケートなんですけれども、その中ではやはり移住先では農業や漁業、林業、これに携わっていきたいというような回答が多くあるというような結果になっておりました。

しかしながら、地方のほうの受け皿を見てみますと、どちらかというところのほうの空き家になっているところには農地ですね、建物があって宅地があるんですが、その前に農地があったり、またはそれが混在したり、または塀のブロックの中にそれが混在したりといったような、そういった建物というのを目にすることができます。この場合、原則としては農地法の第3条、この規定によって50アール未満の農地は売買することができないというようなことになっております。要するに、同一の敷地内に先ほど言った宅地と農地が混在しているような場合というのは、その住宅の販売自体が困難になることが多いということなんです。

そこで農地法施行規則の第17条、これに定められております特例、これを適用いたしますと農地売買の下限面積要件、これを緩和することが可能となるんですけれども、こちらのほうの考えはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま農地付き空き家の売買をしてはというようなご質問でございますが、議員ご承知のように農地を売買する場合は引き続き農地として利用する、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となる場合と、転用目的で売買する農地法第5条に基づく県知事許可が必要となる場合があります。農地法第3条の許可要件の一つに、新たに農地を取得する場合買い手の許可後の経営面積が50アール未満である場合は許可できないという規定、先ほど言われたように農地法第3条2項第5号があります。またこれは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後の農地の経営面積が一定以上にならない場合は許可できないとされているものであります。

ただし、農地取得の下限面積につきましては新規就農を促進するため、「遊休農地等が相当数存在」「小規模農家の増加により、地区内の農地を効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」場合は、下限面積の要件を緩和するこ

とができるものとされております。これが先ほどお話しあった、農地法施行規則第17条第2項でございます。

空き家に付随する農地は、10アール未満であることが多いと考えられることから、農地法第3条許可により取得する場合には農地取得の下限面積を50アール以下とするため、「別段の面積」を農業委員会において定める必要があります。

今後、遊休農地の解消及び空き家対策の観点から、「空き家バンク事業」の導入段階において担当課と調整し、登録した空き家に付随した農地に限り下限面積の緩和について農業委員会総会に提案したいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 実際にこの空き家に付随した農地、これがあって農地法の関係で通常の売買ができないというような、こういったケースというのがあったのかどうか、相談があったのかどうか、まずこれをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、農業委員会の事務局長から返答させていただきます。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 過去に空き家に付随した農地の売買事例があるかのご質問でございますが、近年においては過去に1件の事例がございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） その際、実際どのようにアドバイスなり提案なりされて、どのように解決されたのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） このケースにおきましては、宅地を取得された方が農家でなかったため、別の農家の方が3条許可により取得をされております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 実際にこのような案件というのも出ているということを鑑みますと、先ほどの回答では空き家バンク事業、これとあわせて提案していくというような回答であったと思うんですけれども、実際に案件出てきておりますので、その空き家バンクの構築を待たずして農業委員会のほうに提案してもいいのかと思うんですけ

れども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） ただいまのご質問は、空き家バンク事業の導入段階前に空き家に付随した農地の下限面積を緩和してはどうかというようなご質問でございますが、農地法の制度上は空き家バンク事業の導入前に空き家に付随した農地の下限面積を緩和し、特段の面積として農業委員会総会に提案することは可能ではございますが、農業委員会では売買される宅地が空き地であるかの判断が難しいこと、それと空き地であるとの情報は農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員のそれぞれ担当する地区の限られた情報で判断せざるを得ない状況になります。

このようなことから、国土交通省が指名した農地付き空き家の手引に沿って、空き家バンク事業と連動した情報を一元化したスキームが必要となっており、このスキームを活用している自治体が一般的でございます。国のスキームで、このような空き家に付随した農地の下限面積の緩和を行うことで、町外からの新規就農促進や遊休化した農用地の解消といった地域農業の課題への有効な手段となり得ると思われまますので、総合的に検討し農業委員会総会に提案してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいまご回答いただきまして、確かに個別で農業委員の方々が個別に判断していった、適用されるレベル感が変わってくるというのは余りよくないのかなと、僕自身もちょっと説明聞きながら考えさせていただきました。ただ、空き家バンクができないから提案しないというようなこの構図をずっと考えながら、だからあの提案していないんだということではなくて、ぜひ二つの課で協力し合いながら早期の提案が図れるようにやっていただければなと思っております。

それでは、1番の最後ですね。老朽空き家除却補助金の創出をしてはどうかという点に入っていきます。

この空き家対策の解決というものは、利用できるものは利用して、壊すべきものは除却するというような考え方が原則であるということでもあります。ちょっと私自身も、このフレーズには違和感を覚えると同時に、ちょっと強引だなという思いもあるんですけども、平成30年の5月23日に開催されました国土交通省主催の「空き家対策の推進のための新規制度等に関する説明会」、この資料の中には何度もこのフレーズ出ておりましたので、少し流用させていただきました。

この老朽空き家除却補助金についてなんですけれども、これは国のほうから補助金が交付されるようなそんな事業のメニューもあるんですけれども、少し柔軟性に欠けるところがありますので、私としては町独自のもの、こういったものがあってもいいのかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、国の空き家の除却助成制度として、議員おわかりのように国交省の空き家再生等推進事業の中に除却事業というものがあります。これは、市町村が策定する空き家等対策計画、あるいは地域住宅計画などで空き家対策や除却推進することが定められた区域内の空き家で、かつ解体後の跡地は地域活性化のために供される物件を市町村が除却する場合、国では助成するという内容になっています。当町ではまだ「空き家等対策計画」を策定していないので、この制度を活用できないのが現状でございます。

また、町独自の老朽化空き家除去補助金というのもありますが、建物の老朽化が著しい場合、解体したほうが好ましいというような物件もあろうかと思えます。除去補助金は、そのような物件の所有者に対し、自発的な除去を促す効果があるとは思いますが、しかし建物は新築であっても老朽化していても、それは個人の資産であります。人が住んでいても、空き家であっても、その適切な管理は所有者の義務であります。空き家の解体はもちろん費用はかかりますが、費用面で躊躇しているということであれば、更地にすることで売却の見通しがつくこともあります。これは、トータルで考える必要があると思われしますので、町としては除去に対しては金銭的援助ではなく、まずは宅建業者に相談することを進めるなどして対応していただきたいと考えておりますので、現在のところ町独自の解体除去に対する補助金の制度創設ということは考えていないところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま町長のご答弁あったとおり、相当年数たっている建物と更地である土地、これには流通のしやすさというものには差異が生まれてこようかと思えます。しかしながら、持ち主からしますと、建物を解体すると固定資産税等の住宅の特例から外れてしまって、固定資産税が上がってしまうわけなんです。なので、売れてから解体する、または解体してもいいというような条件で売るというケースがあるんですけれども、先ほど町長もご答弁いたしましたし私も述べました

とおり、建物があるものとなないものでは流通のしやすさに差異が生まれていて、だからだんだん古くなっていった余計買われないうような負のスパイラルに入ってくるというふうに、私自身は分析しているところであります。

なので例えば名称、これはちょっと僕の考えではないんですけれども、準貸付制度的なものがあってもいいのかなと思っておりました。例えばなんですけれども、販売目的であったり、または所得要件をつけたり、そういったものをつけて固定資産税の住宅用の特例から外れてもその差異の部分、この部分の課税を一時保留する。売れた場合に販売するというような制度ということであっても、同様の効果が生まれるのかなというふうに考えたんですけれども、こういった考えってというのはどうでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件につきましては、所管している税務課長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの質問でございますが、通常固定資産税につきましては、住宅が建っている土地につきましては土地の税金が軽減される住宅特例措置が講じられておまして、建物がない土地につきましては土地の軽減措置が外れ税額が高くなる措置がとられておりますが、議員のおっしゃる空き家解体の促進の面から空き家を壊して建物のない土地につきましても、土地の軽減措置除外の猶予制度を行ってはどうかという質問でございますが、猶予制度を行うにしてもまずもって町税条例等の整備等が必要となってきまして、その条例を整備するもととなります空き家の対策のほうの検討がまず最初に必要になってくると考えられます。

先ほど回答でもございましたが、まずこれから空き家の実態調査、また空き家の状況を把握していくという段階ということでございますので、固定資産税等の猶予制度につきましては現在のところはまだ考えていないというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 実際に建物を解体して土地を流通したいというような、こういった方に対して先ほど不動産業者を紹介するというような答弁いただいたんですけれども、そのほかに何か具体的に支援策というものが、もし考えられているものがある

んであれば答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては、町民生活課長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 空き家については個人の資産でありまして、その適切な管理というのは所有者の義務でありますので、それを解体する場合についても、やはり所有者の責任において解体をするというのが基本だというふうに考えております。先ほど町長も答弁しましたとおり、町の独自の解体に対する補助金というのは、金銭的な部分は考えておりません。ただ、先ほども申し上げましたとおり解体する際に一時的な費用はかかりますけれども、その後更地にして売買するまでをトータルで考える必要があると思われまますので、まずは宅建業者などに相談をしていただくということを勧めるなどして、対応したいと考えております。

また、空き家の発生を抑制するための特例措置としまして、相続により取得した空き家を解体しその土地を譲渡した場合に、一定要件を満たせば3,000万円の特別控除が受けられる制度もありますので、こうした情報もあわせて提供してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 対策自体は難しいのかななんて、今答弁聞きながら思っていたところでもありますけれども、確かに3,000万円の所得控除、売った場合の差額の利益の部分の3,000万円控除というのは、時限立法ではありますけれども現在確かに平成28年から平成31年に発生したものについてはかかるというのがありますので、ぜひ広報等々進めていただければと思います。

次に、行政の電子化について質問させていただきます。

行政の電子化については、2017年の5月30日に公表されました「世界最先端IT国家創造宣言」「官民データ活用推進計画」の重点8分野のうち、電子行政推進にかかわる施策等を具体化しました「デジタル・ガバメント計画」、これに基づいて平成30年7月20日に各省庁におけるデジタル・ガバメントを戦略的に推進するための中期計画が発表されたところでもありますけれども、これらはこれからの人材不足、これを克服するためにも行政の電子化というのが必要不可欠であると考えておりま

す。今までは、どちらかというところ「大きな政府」「小さな政府」というような議論がなされてきたところでありまして、今やそうではなくてスマートな行政というものが議論されているところでもあります。

また、町全体の生産人口の減少、あとは役場内部での人材不足、これらを克服するためにも町が先駆的に生産性向上のため、電子化を図っていくべきとの観点から、3点ほどご質問をいたします。

まず1点目、データ活用推進計画の策定についてなんですけれども、こちらは平成30年の3月の定例会にて私のほうから策定の有無について質疑させていただいたところ、策定していないというふうな回答だったんですけれども、これを受けまして策定してはどうかとずっと思っていたんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 「市町村官民データ活用推進計画」は、平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に基づき、市町村の努力義務として地方の特性や実情に合わせた官民データ活用の推進に関する施策について定める基本的な計画とされております。

計画策定の目的としましては、官民データの利用環境の整備促進を図ることにより、事務負担の軽減や地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与することとされており、官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針としては、「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化の原則）」「官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）」「個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及）」「利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策）等」、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（システム改革等）」の五つが定められており、それらの方針に基づいて具体的な個別施策を立案することとされております。

「市町村官民データ活用推進計画」を策定する際には、都道府県が策定する「都道府県官民データ活用推進計画」を勘案し、整合性を確保することが求められていることから、本町における計画につきましては今年度に策定予定である「宮城県官民データ活用推進計画」の内容を精査の上、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 宮城県の策定待ちということですので、策定の有無についてはこれ以上質問してもどうかなと思うのでしませんけれども、データの活用の方針、こちらについてだけ質問させていただきます。

まず、町内部で保有しているデータで民間に開放できるようなもの、こういったものはどういったものがあると認識されておるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それは、所管しております企画財政課の課長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今のご質問、民間に開放できるデータはということなんですけれども、まず民間に開示する大前提としてはやはり個人情報保護に抵触しないというのが大前提となると思いますので、開示の際は慎重に種別等是对応すべきと考えておるところです。ただ、逆に個人情報保護に抵触しない範囲でということであれば、今現在町が保有しているデータについても、これまでも各課がホームページとか冊子などで情報開示しているのは事実でして、例えば具体的に言いますとことし3月に発刊した「亘理町統計書」というものがございまして、それは何かというと本町の自然とか人口とか産業とか、経済、教育、文化、社会福祉とか各分野多岐にわたる膨大なデータですね。これ、15章118の項目に分類して統一的に収録していて、これだけでも相当な情報量を開示しているんじゃないかというふうに認識しています。

ただ、開示の方法になると、国のほうの計画だとやはりワンストップ化なりオンライン化、デジタル化、ペーパーレス化というようなところが出てくると思うんですが、そういったところには対応がおくれた面もあるので、そこら辺は可否も含めて検討しなければなというふうに考えているところです。

また蛇足になるんですけれども、留意しなければいけないのは、国のほうに確認したんですけれども、今回仮に計画を策定してその計画に個別具体的な施策、例えばオンライン化なりデジタル化するためのシステム開発とかシステム構築をした場合ですけれども、補助金なり交付税措置というのは今のところ国のほうで考えていないということなので、やっぱりそれは実現のために費用対効果もあわせて慎重に議論していく必要があるんじゃないかというふうに認識するところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） まさに、私も15章150項目ということまではわかりませんでしたけれども、ある程度のデータは開示しているんだろうなとは思っておりました。費用対効果についても、かかることもこれは認識しておったところですけども、大事なのは官民データというようなキーワードでございます。これは字のごとく、自治体が保有しているデータだけではなくて民間が保有しているデータ、これとの融合とか開放とか利用とか、こういったものが入ってくるわけでございます。

例えばなんですけれども、今「ぶらっとわたり」というものがあると思うんですけども、あれで自分が行きたいところを自分でコースつくったりできるわけなんですけれども、これが例えば旅行会社のデータと共有することで提案型のコースを作成することができます。例えば「木村さんだったら、こういうコース行ったら楽しめますよ」みたいな。これはどういうことかという、亶理町にまだ来ていない人にも、こちらからプッシュができるようになるというような、こういった可能性も秘めておるわけでありませう。

また、このデータを民間、亶理町の業者に開放するとどういった広告を打って、どういった商品を並べたりどういったサービスをしたり、または営業時間もろもろこういったマーケティングに活用することで生産性が向上するというとは、まずもって間違いないというような位置づけになっております。そして、また行政のほうに話が戻りますけれども、これを広げていくと今画一的にやっている広告、これを例えば「丸々県の方には海を提案したらいい」「丸々県の人にははらこ飯を提案したらいい」というように、すごく費用対効果がとれるようなこういったPRをつくることができるようになるわけなんです。

ですので、このデータに対してこういったポジティブなイメージ、これをお持ちなのかどうかということをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しても、企画財政課長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今のお話にあった例えば観光やマーケティングへの活用とか、そういったお話でしたけれども、国のほうのデータ活用の方向としてもそういった

官だけでなく民のデータも活用して、従業者の利便性の向上とか地域課題の解決に役立てると、やはりそれは正しい方法だと判断されますので、町としてもポジティブかネガティブかと言え、ポジティブなイメージを持っているというふうに捉えていただいて構わないかと思います。

あと、これまでの互理町の具体的な取り組みということにおいても、例えば地方創生交付金事業をこれまで活用してSNS、いわゆるソーシャルデータとかで発信されている、例えば荒浜漁港の水産祭りに対して誰かが投稿した内容に対するアクセス数であったりとか、その評価であったりとか、そういったものを分析して今後の観光発信とか地場商品の商品開発に役立てようということ、試行的ではあるんですがソーシャルメディア情報分析業務ということも取り入れたりということもしておりまして、ある意味網羅的とか体系的にというふうにはまだはいっていないかもしれないんですが、ほかの自治体に比べても官民それぞれのデータの活用については、互理町もほかの自治体と比較した上では、積極的に取り組んできたんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） これまでも積極的に取り組んできたということですので、これからはより積極的に取り組んでいただければなと思っております。

次に、（2）番に入らせていただきます。全国の地方団体の電子的に納税可能なサービスについての社会的な要請というのは、日々高まっておりますし、私の周りの方々ですとやはりそれを望んでいる方がなかなか多いなというふうに思っております。

そこで、ペイジーとか電子マネー、クレジット納付、これらちょっと一括した質問になってしまって申しわけなかったんですけども、これらの電子的な納付というのも可能にしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ペイジー・電子マネー及びクレジットカードでの納付を可能にしてはという質問でございますが、現在のところ町税の納付につきましては役場・金融機関・郵便局での窓口のほか、口座振替やコンビニなどでの納付をしていただいております。電子マネーでの納税につきましては、コンビニ納付用の納付書を使用し、

セブンイレブンでは「nanaco」、ミニストップでは「WAON」を使用している納税が可能となっております。

また、ペイジー及びクレジットカードを使用している納税につきましては、全国的に実施している自治体が年々ふえており、それに伴い利用者も増加傾向にあることは総務省の統計資料により把握しております。県内では、ペイジーでの納税を宮城県と仙台市で実施しており、クレジットカードでの納税は宮城県、仙台市を含めた五つの自治体で実施しております。

これらのことを踏まえ、本町においてもペイジー及びクレジットカードを使用している納税につきましては先進事例の調査を行い、今後とも情報収集を行うとともに、国の指針や近隣市町村の動向を注視し、かつ導入による利便性の向上の効果や一方ではシステムの改修費用、収納代行者に支払う手数料などの新たに発生する負担について費用対効果などを勘案しながら、質の高い住民サービスを効果的・効率的に提供することにつながることを念頭に、慎重に検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） まず、初めに電子マネーにフォーカスして質問いたします。

「nanaco」と「WAON」が使えるというのは、私自身も確認していたところではあるんですけども、その他の電子マネーというのは何かシステムの改修が必要なのか、それともそもそも使えないのか、どちらなのでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この詳細につきましては、税務課長より答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの質問の納税の電子マネー決済についてでございますが、企業側で対応しておりますのがセブンイレブンの「nanaco」と、あとミニストップの「WAON」の2社のみとなっております。町のシステム等の改修は必要ではなく、企業の側が対応するかどうかということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 企業のほうが対応するかどうかということですので、これ以上ちょっと質問しても余り進展がないかと思っておりますので、クレジット納付について次は質問させていただきます。

このペイジーとクレジット納付、こちらは二つとも家で支払いができるというような特徴がありまして、町民の皆様へのサービスの向上に寄与するという事は、これも間違いのないところでもあります。そしてまた、さきに述べたデジタル・ガバメント計画、この中の総務省の計画の中には特別徴収税額、住民税ですね。住民税の特別徴収税額を電子的に通知するという計画があります。特別徴収ということで、企業で働いている方ということになるんですけども。それを受けまして、平成31年の10月1日から地方団体のシステムにおいて、その特別徴収においては電子的に納付ができるようになるというようなシステムが開発されるというようなことでした。要するに、企業で働いている方については電子的に通知が行って、電子的に納税ができるというふうになるということです。

ところが、個人事業主であったり普通徴収されている方というのは、やはりいまだに紙で来て紙で納付するというようなことになりまして、少し利便性に差が出てくるのかなと思いますので、ぜひ地方団体のシステム、これが構築されるころには個人の方々のクレジット納付、これを可能にしてはどうかと思っておるんですけども、先ほどちょっと検討なされているということではあったんですが、費用については定量的なものでありますので、もう既に情報はお持ちかと思えます。しかし効果に関しましては、定量的な部分と定性的な部分があるかと思いますので、これから検討なされると思うんですが、ぜひその効果の検証自体はすぐにでも始めていただきたいなど、このように思うんですがいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しては、担当しています税務課長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問ですが、議員のおっしゃられるようにクレジットカードやペイジー納税につきましては、インターネット等の活用によりまして利用者にとっては利便性の向上や、現金を持ち歩かないで納税できるなど、またクレジット納付は町にとってもカード会社からの立替払いとなるために、確実に収入になるなどメリットもあると認識しております。

一方で、平成30年度の地方税法改正によりまして、来年の10月から全地方団体が加入運営しています「e L T A X」を活用しました地方税共通納税システムの運用

が開始されまして、先ほど議員もおっしゃいました法人町民税や個人住民税の特別徴収分が企業から電子納税されるようになります。まだ時期は未定ではございますが、個人住民税の普通徴収分や町税のほかの税目の部分も、電子納税がいずれできるようになるという予定でございますので、この地方税共通納税システムの運用開始後の動向を注視しながら、費用対効果を含めましてクレジット納税やペイジー納税について先進事例の調査を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひ実のある調査等々を実施していただきたいと思っております。

それでは最後の質問になりますけれども、（3）番ですね。町が支払っている公共料金を口座振替にしたらどうかということです。

公共料金っていろいろあるんですけども、電気・電話代などの支払い、これが各課に届いている。そして、支払いが多岐にわたっているというのは、実は私自身も最近知りました。何枚程度あるか、こちらまではちょっと把握しておるわけではありませんけれども、課の数であったり請求先の数を考えますと、相当数の量があるのではないのかと思っておりますし、正直時間をかけるようなそんな業務ではないのかなと考えております。町が支払っている公共料金の支払い、これを口座振替にすることができれば、省力化するわけでありますね。公金の支出ということで、全ての支払いを口座振替にすることはできないとは思いますが、公共料金、これらについては届いたものに対して裁量が働くような、そんな支払いではないと思いますので可能なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、町で支払いを行っている公共料金のうち、水道料金及び件数の少ないガス料金については、工事費や委託料といった他の支払いと同様に指定された債権者の口座への振り込みにより支払いを行っているところでございます。

一方、電話料金及び電気料金については、納付書による現金払いにより支払いを行っておりますが、電話料金・電気料金を合わせ月平均250件程度の支払いがあり件数も多いことから、各課での支出調書の作成や決裁、そして会計課における審査・支払い手続などに多くの時間と手間を要しているのが現状でございます。

議員からの「町が支払っている公共料金の支払いを口座振替にしては」とのご質問であります。今後口座振替による公共料金の支払いを行うとすれば、財務会計システムの改修や毎年ランニングコストも必要となることから、費用対効果を含め現在総合発展計画における行政運営の改革の推進に基づき、電算化による事務処理の効率化を図るため、来年度からの口座振替実施に向けて指定金融機関と協議するなど、検討を現在行っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ただいま250件の支払いということで、ちょっとすごい量だなと思って聞いておりましたが、この金額とかにもよるんだと思うんですけども、実際どのような支払いの手続をして、どのような決裁を経ていくのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては、会計課長のほうより答弁をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 会計課長。

会計管理者兼会計課長（大堀俊之君） それでは決裁、あとは支払い方法についての流れについてご説明していきたいと思いますが、まず初めに各課のほうに電気料金であったり電話料金、そういったものの請求書が債権者から各課のほうに届きます。今度各課のほうでは、担当のほうがその内容を確認しまして、請求金額、あとは予算科目、あとは予算残額、そういったものを確認した上で支払いのための伝票を起票することになります。その後、担当課のほうで課長までの決裁を受けまして、内容に問題なければそちらの伝票のほうを、今度は企画財政課のほうに送付されることになるわけなんですけれども、企画財政課のほうでも内容のチェックは当然行いまして、今言ったような支払い科目であったり金額等の確認を行いまして、企画財政課長までの決裁を受けることになります。

通常の場合ですと、公共料金分につきましては事務決裁規程に基づきまして企画財政課長の専決事項となりますので、その決裁を受けた後に支出命令ということで会計課のほうにその伝票が回ってきます。会計課のほうではその伝票を受けまして、内容を審査、そして支払い手続というふうになるわけなんですけれども、審査係のほうで審査をしまして、あとは会計管理者まで決裁を受けた上で、小切手を切ったりそういうことで支出手続に入りまして、最終的に指定された期日までの間に支払

いを完了するという流れになっております。

以上となります。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、少なからず間に班長が入ったとすると、6名から9名の方の裁決が必要だということだと思えるんですけども、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、決して決裁回っていく中で裁量が働くような、そういった性質のものではないと思いますので、ぜひ口座振替のほうを進めていただきたいと思いますと思うんですが。

その中で、効果対費用というのはもう検証済みなのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（大堀俊之君） それでは、費用対効果ということでのお話だと思いますけれども、もちろん今検討している段階にありまして、その費用対効果についても検証しております。まず試算の段階ではありますけれども、費用対効果としては削減できる目安が支払いにかかわる事務職員の事務処理料ということになってきますので、ちょっと見えづらい点はあるんですけども、そちらに携わる職員の時間を人件費に換算いたしますと、年間およそ300件に及ぶ伝票を処理する関係から、年間で大体190万円ぐらいの費用がそこで人件費としてかかっていると試算をしております。

また一方で、口座振替を導入したとしましても会計課での事務処理は残りますし、また今度口座振替を導入することによって1件当たりの手数料というのが若干発生していくことになるものですから、そういったランニングコストを計算しますと、今見込んでいるのは40万円程度、年間かかってくるのではないかと見込んでおります。

そのことから、費用対効果といたしましては、それを差し引きますと150万円ぐらいの金額が、導入することによって費用対効果としてあらわれてくるのではないかとということで、現在試算をしております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 150万円ぐらい浮いてくるということですので、それをもってしてもやるべき理由というのはありますし、この質問に入る冒頭にもお話ししましたが、目的としては省力化による生産性の向上ということで、その浮いた分違う時間に使

えることを考えますと、さらなる効果が生み出されていくのではないかなと考えておりますので、ぜひ実施に向けてやっていっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時ちょうどとします。休憩。

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、小野典子議員、登壇。

〔5番 小野典子君 登壇〕

5番（小野典子君） 5番、小野典子です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、私は英語力向上の取り組みについてと中学生の海外派遣事業の見直しについて、この2点について質問いたします。

初めに1点目、英語力向上の取り組みについてでございますが、グローバル化に対応した新学習指導要領の改訂により英語教育改革が打ち出されて、小中学校では今英語力向上に向けた取り組みがなされています。このことについて、次の点をお伺いしたいと思います。

最初に、（1）グローバル化時代に求められる人材像とはどのようにお考えになっておりますか、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、担当所管であります教育長のほうより答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、小野議員にお答えしたいというふうに思います。

グローバル化の進展がうたわれて以来、文部科学省を初めさまざまな機関において議論が行われてきているわけでありますが、我が国のグローバル人材の概念にはおおむね3種類の要素が含まれるものとされております。要素1といたしまして、語学力、コミュニケーション能力。それから要素2といたしましては、主体性、積極性、チャレンジ精神、協調性、柔軟性、責任感、使命感。そして要素3といたし

ましては、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー、いわゆる自分らしさの育成だと言われております。

今回、英語教育改革が打ち出されたわけですが、グローバル化に対応した新たな英語教育の目標といたしまして小学校中学年では、いわゆる3・4年生ですね、「英語を用いてコミュニケーションを図る」。このコミュニケーションは、中学年の場合は聞くことと話すこと。その話すことには、やりとりと発表というのがございます。コミュニケーションを図る楽しさを体験することで、コミュニケーション能力の素地を養うこと。小学校高学年、いわゆる5・6年生でありますけれども、「読むことや書くことも含めた初歩的な英語の運用能力を養う」こと。中学生は、「身近なことがらを中心に、コミュニケーションを図ることができる能力を養う」こと、というふうになるのではないかとというふうに考えております。

本町においても、文部省から示された指針に沿って、グローバル化に対応した人材の育成を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいま教育長から、グローバル化には3種類の要素があると。一つ目は語学力、そして二つ目にはチャレンジ精神だったり使命感だったり、そして三つ目として異文化理解、アイデンティティーという分野であるというふうなことを教えていただいたわけなんですけど、昨今の風潮を見ますと何か「グローバル化イコール英語力だ」みたいな、そんな風潮が感じられているわけです。それはなぜかと考えてみますと、やはり研究指定校であったり、それから拠点推進事業であったり、そしてまた教育課程特例法に基づいた特例校であったり、そういったところが次々と自分たちの取り組みについて新聞報道、あるいはまたテレビで報道されたりしているというようなことがあろうかと思えます。

それから、大学においては自分たちが英語力に力を入れるというようなことで、PRをしている。地区についてもそのとおりだと。そういった傾向、あるいはまた最近になってバカロレア教育という世界水準の教育が日本にも導入された、そういった話題が頻出しておりますので、そういった傾向にあるのかなというふうに考えておったりしますが。

ただいま教育長が3点目に話してくださったアイデンティティーという分野の推進というか、そちらのほうの教育というか、その辺についてはどのように今進めら

れているのか、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） いわゆる異文化の理解ですね。これについては、国際理解教育というのがございまして、例えば中学2年生の派遣、これも国際理解教育の一環ですし、小学校課程では国際理解教育ということで他国の文化をインターネットで調べるなり、調べ学習の中でやっている。中学校のほうでも、例えばこれもインターネットで調べながら、例えば社会科で米国のことがあったとすると、アメリカについての歴史・文化。イギリスであれば、もっと深い歴史があるわけですので、日本との関係、そういうことも含めて国際理解ということでやって、異文化を理解する教育を展開しているということでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 国際理解学習、異文化理解というようなことでどんどんと進められているということなんです、このアイデンティティーという言葉は本当に難しい言葉であると思います。私もどのように説明したらいいかちょっと難しく、子供には説明ができないでおりますけれども、日本人として日本人の文化を学んだり、自分らしさということに取り組むことだろうなと思っているわけなんです。自分の特性とか、自分らしさというふうなことがわかるには、かなり時間がかかると思うわけなんです。

このアイデンティティーという言葉の意味なんかも、早めに子供たちに意識づけて、じっくりと自分らしさを形づくってもらいたいということも大事じゃないかなと思うんですけれども、教育長、その辺のようにお考えになってますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 自分らしさということでございますので、やっぱり自分の性格なり特徴なりをしっかりと把握することだろうと思っています。それと同時にやはり日本人としての誇り、そのためには日本の文化・歴史・産業、いろいろな分野について身について、やっぱり国際人として通用できる、こういうふうなものが私はアイデンティティーというかね、そういうふうにつけております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまの答弁で、大体私のグローバル化あるいはアイデンティティーに対する意識づけというか、意義づけがはっきりできたのかなというふうに関

じております。ありがとうございました。

ところで、英語に話を戻したいと思います。日常的に公用語として英語を使っていない日本人の英語力というのは、決して高くないよというふうなことがささやかれております。グローバル化に対応するということは、もはや困難だということなことも、一部の産業界から言われているのを聞いたことがございます。ちなみに私、全世界の中で英語が母国語ではないという国々の中で、日本がどのくらいのランクにあるのかなということを調べてみました。TOEFLという英語の実力をはかる権威のある試験の機関なんですけれども、ここでの結果だけなのではっきりと申し上げることはできませんが、ここだけの結果で見ますと、2015年の結果なんですけど、母国語でない国々の中でということなんですけれども、第30位。それを主要なアジア諸国に絞ってみますと、日本は18カ国中15位だったというようなことです。こういった状況を憂えて文科省が打ち出したのが、小中高等学校を通じた英語教育強化事業ということだということを知りました。

ところで、この英語教育に入る前に、アジアを初めとする諸外国の小学校、英語教育の取組状況というのを調べてみました。韓国・朝鮮・台湾・タイ・フランス・ドイツなどの諸外国では、既に2000年前後から話すことを中心にした英語教育に取り組み、20年前後の実績があります。日本は、2011年からのスタートでようやく8年目、10年以上のおくれになっているようです。また、アジア諸国が小学校1・2・3年生のスタート時点から、週2回の授業を受けているのに対し、日本では小学3・4年生は週1回、5・6年生が週2回で、その差は明らかに開いているようです。

しかもドイツやフランス、デンマークの国々では、母国語と英語の言語的な距離が近いという、そういったことから非常に学びやすいということが言えるそうです。そしてまた、中国・韓国・台湾においては、日本より授業数がとても多い上に、到達目標というのも非常に高くなっているようです。こういった状況を見ますと、日本の子供たちが諸外国の子供たちと一緒にこれから共存していくというのは、決して生易しくはないのかなというふうに感じているわけなんですけれども。正直、ちょっと驚いたんですね。

突然で申しわけないですけれども、町長、その辺の諸外国の教育事情というのを、今どういうふうにお感じになりました。済みません、突然で。今ちょっと目が合っ

たものですから。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 確かに、残念ながら日本の英語力というかそういう教育に関しては、大分劣っている。今、本当に海外に行った場合に、アジア諸国でもほとんどの方が英語をしゃべれるような状況になっている。特にシンガポールとかそういうところは、英語力の向上がすごく盛んであるなど、私自身感じているところでございます。発展途上である最近例えばミャンマーとかでも、そういうことを感じたことがあります。そういう点では、やはり日本というのはなかなかかなと。私自身も残念ながら、単語の羅列でどうにかしのいでいる状況でございますので、英語力もう少しつけたいなと思っていますけれども、今からはなかなか厳しいのかなと感じているところでございます。

5 番（小野典子君） どうもありがとうございました。突然申しわけありません。

議長（佐藤 實君） 小野議員に申し上げます。通告に従って一般質問をするようにしてください。

5 番（小野典子君） はい、失礼しました。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 全く日本はだめだと言っているわけじゃ、決してありません。これからですので、本当に頑張ってやっていきたいなというふうに思うわけなんですけれども。本当に優しい単語で聞きやすい英語が、今はやっておりますよね。アメリカのトランプ大統領なんかそうだと思うんですが、そういったことを目指せば、本当に日本の子供たちまだまだグローバル化に十分対応できると思いますので、今後の日本の英語教育に期待したいと思うわけです。

それでは、（２）に入ります。小学校英語教育の推進状況と小中連携について伺います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件につきましても、担当所管であります教育長のほうより答弁をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、（２）番でよろしいんでしょうか。小中連携というのがちょっと出てきたものですから、これはまた別なのかなというふうに思ったわけです。

が。

(2) 番にお答えいたします。今小野議員から、日本の子供たちの英語力を危惧していただいているわけですが、今回平成29年の3月31日に学校教育法施行規則の一部改正と、小学校学習指導要領の全面的な改正が行われたわけでございます。新小学校学習指導要領は、2年後の平成32年度から全面実施することになっておりますけれども、今年度平成30年度から一部移行措置として、先行して実施されております。

そういう中で、グローバル化に対応するために外国語の充実、とりわけ英語教育が前倒しして行われております。「聞く・話す」を中心に英語に親しむ「外国語活動」を小学校3・4年生に導入しまして、既に外国語活動を実施している5・6年生の英語は教科書を使って「読む・書く」を加えた正式教科「外国語科（英語）」になっておるわけですが、こういうふうになるわけでございます。

これまでの本町での取り組みは、小学校5・6年生を対象に英語の時間数は年間35時間となっており、そのうち27時間はALT（外国語指導助手）と2人組、チームティーチングを組んで行っております。また、1年生から4年生においても、学校独自に外国語指導計画に基づきまして指導を行っている、こういう状況にあります。

今後、平成32年度の学習指導要領の全面実施に伴いまして、小学校5・6年生は英語の授業時数が年間70時間、いわゆる2倍になります。70時間に倍増します。そして小学校3・4年生は、年間35時間の外国語活動というものが新設される。そういう新設されるために、教材の整備や編集、外部人材の活用などの条件整備を宮城県教育委員会の指導を仰ぎながら対応していきたいというふうに考えております。

本町の取り組みといたしましては、中学校の英語教諭が小学校に出向いて授業を行う取り組みを、もう既に始めております。今後さらに小中連携を行いながら、教師の指導力アップにつなげていきたいというふうな考えでおります。また、やっぱり小学校高学年の担任の先生が、英語が堪能というわけではございません。英語を専攻して教員になったというわけでもございませんので、そういう方も多いわけでございますので、小学校教諭の場合は負担を軽減したいというそういう思いから、英語に特化した専科教員、これの配置を県の教育委員会のほうに強く求めていきたいなど。県のほうでも、専科教員の加配配置ということを来年度から考えているよ

うでございます。その辺も、人事異動ブロック会議ってございますけれども、そのとき県のほうにもお話ししていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 現在の英語教育の取り組みについて、詳細に説明をいただきました。その中から二、三点ちょっと伺いたいと思うんですが、本当に小さなことで申しわけありませんが。

最初に、ALTのことなんですね。ただいまALTの活用、いろいろお話しただいたんですが、このALTことしは非常にお忙しいというようなことが、よく話に出てきます。ALTは学校にいる時間が少ないよと。担任の先生方が、授業前に打ち合わせをしたくてもできないくらいだというようなことで、たくさんの先生方からお話しを伺いました。その辺のところは、どのようにお考えになっていますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ALTについては、各小学校に、中学校にも当然配置しているわけでございますけれども、授業時数というか年々ふやしております、学校の要望を踏まえてですね。そういう中で、事前に打ち合わせというのをやらないとだめなわけですね。2人で授業を展開するわけですので。ところが、なかなか先生方忙しいものですから、指定されたその時間にALTが来るものですから、事前になかなかできないというのがございます。それを防ぐためには、次回においでになるのを前提として、きょうおいでいただいたとき次の時間のことについてできるだけ打ち合わせをしてもらい、そういうふうなことを工夫しながら各学校で取り組んでいますけれども、やっぱり先生方は子供がいるわけですので、そっちの対応というふうなことも常に目を光らせていなければなりませんので、なかなか時間をとれないというのが現実の姿であることは事実でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ALTは、先生が頼りとする本当に存在だと思えますし、子供たちにとっても生の英語を聞かせていただける本当にいい人物であると。その雇用については、もう申し述べるまでもないというふうなことでありますけれども、できる

だけこういった状況を何とか、例えば中学校のALTとある部分をすりかえて指導してもらおうとか、将来に向けてなんですけれどもカリキュラムの少し編成を考えると、その辺の余地というのはございませんのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） そのALTの活用について、次年度計画というのは各小学校の英語担当の職員がいますので、それと担当の校長もいます。その校長がコーディネートをとって、各学校の年間の授業日数を決めたりしているわけですので、無理のない範囲でやってもらうというか、ただ小学校からの要望が結構多いものですから、まして今度は倍増になりますので、その辺については今後十分に考えていかなければならないし、必要に応じてはALTの数をふやす、そういうこともやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに、教育委員会としては今考えているところでございます。

いずれにしましても、学校の要望に何とか対応してあげたいものだなという考えを持っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） やはり、来年からまた英語の時間がふえるというふうなことになりますと、やはりALTの人数も現在のとおриではいけないのかなと。その辺についての増員についても、十分に今後考えていただきたいなというふうに思っております。

そしてまたもう1点ですが、ALTの来年の契約の際のことなんですけれども、ことし中学校で4月・5月のALTに空白時間が生じたというふうなことありましたけれども、来年のこの小学校のALTの契約時に、そういったことが再び起きるというようなことはないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） この件については、実務担当の教育次長兼学務課長に答弁させます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 確かに、4・5月とALTがいなかったという期間がございました。それは、入札の際に不調に終わったために契約できなかったということが一つの原因でございます。ですので、6月に入札する際には複数年契約とい

うことで、3年間契約で契約しましたので、来年同じようなことが起こるとい  
うことはないというふうに考えております。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） それでは、次に移りたいと思います。先生方の研修会の件、ちよ  
っとお伺いしたいと思います。

先ほども教育長おっしゃられたように、先生方は英語の専科ではないというよ  
うなことで、非常に研修会というか研修のほうを充実させなければならないという  
ようなお話だったものですから、その辺をちょっと聞いてまいりたいと思いますけれ  
ども、国で進めている英語教育推進リーダーを中心とした研修ですが、各学校の現  
場のほうにはまだまだ届いていないという話なんです、これはいつごろからとか、  
どのくらいの頻度で来るというようなことの情報がありますでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員、今何番目やっているんですか。

5 番（小野典子君） （2）の要点を突いているところです。

議 長（佐藤 實君） （2）番ね。

5 番（小野典子君） 小学校英語教育の推進状況というところで、教育長がいろいろな研  
修とかALTの存在とかお話くださったので。

議 長（佐藤 實君） わかりました。

教育長、答弁してください。

教育長（岩城敏夫君） じゃあ、答弁させていただきます。

研修、やっぱり先生方も英語にしっかりと自信を持っている先生だったら別だと思  
うんですが、なかなかそこまでいかない先生も中にはいらっしゃるわけござい  
ますので、やはり自信を持って子供の前で指導できる、そういう技能を身につける  
ためには研修が必要だと、これが必須の条件でございまして。

そういう中で、県教委のほうでいろいろ研修の機会を与えていただいて、今年度  
も2月にありますのでその辺に各学校から、ただ人数が30人とか20人とかって限定  
されるんですね。総合教育センターのほうで、名取市で2回ともやるわけですが。  
そういうふうなことで、全てをカバーできるというわけでないんで、宮城県の教育  
委員会ではやっぱり年次計画ということで、全面実施まであと2年ございまして、  
来年度以降もそういうふうな研修を深めながら本格実施に向けるというようなこと

で、研修の機会は県教委では随分考えていただいているというところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 私も、夏休み前にやはり宮城県教育委員会とか研究センターのほうとか、そういったところにいろいろ問い合わせしてみたんですけども、ただいま教育長がおっしゃったように非常に小規模な研修会を2回ほど行ったというふうなことでして、なかなかその増員とか拡大というのは一挙にはいかないんだというふうなお話をいただいております。

それで研修会といっても、悉皆の研修会っていうのはなかなか難しいと思いますし、遠方での研修会にもなかなか参加できるものではないと思います。千葉県の例なんですけれども、千葉県では各教科の達人の認定を受けた先生方が、指導する上での工夫とかそれから資料などをデータベース化して、若い先生方に提供しているそうです。研修会に出られなかった先生方も、ご自宅で何度もこういったものを見直すことができますし、達人の秘伝というのを会得しやすいというわけなんですけど、こういった指導の仕方も考えてもらってはどうでしょうね。宮城県教育委員会にも、きっとこういったデータベース化したすばらしい資料があると思います。こういった資料の提供とか、独自の教材開発、そして研修会に、県に教育委員会のほうから働きかけてはいかかと思いますが、どうでしょう。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは、宮城県もう既にやっております。達人というか、英語だけじゃなく各教科の指導力がすばらしい先生の授業実践をデータ化しています。それを常に、パソコン開くとその授業の様子が見られます。そういう中で、どういうところがやっぱり指導がうまいのかとか、はっきりわかるわけですので、もう既に宮城県でもやっていますので、宮城県がおくれているというわけではございません。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） それを聞いて安心しました。とにかく子供たちの英語力向上には、やはり先生方の努力とかお勉強、一番大事なことだと思います。忙しい中でも本当に頑張れるように、町長や教育長には本当にいつも先生方に会ったときにはそういった感謝と応援のメールを送っていただきたいなというふうに思っております。

あと最後に小中連携のこと、ちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、小中連携はやはり小学校と中学校の9年間でつまづかないようにというようなこと

で行われるということを知っていますが、共通の目標を立てて取り組む必要があります。そういったことで、その推進体制なんですけれども、こういった職責、それから人脈、構成していこうとお考えになっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 小中連携については、中学校区ごとにお互いに連携をしながら、もう3年前から私は言っていました小中連携、つまり接続を大事にしてくださいよというふうなことで、昨年あたりから先ほども言いましたように中学校の先生が小学校に行って外国語、英語の指導を行っている。逆に、小学校の先生は中学校の英語の授業を見に行き、中学校ではこういうふうな発展をするんだというようなことを見てもらって、その素地を小学校の段階で身につけてもらう。

そういうふうなことで、お互いに小中連携、吉田中学校区なんかは結構積極的にやって、吉田中の英語の先生が長瀬小に行きやっていただいております。亘理中学校区でも同じように、荒浜中もそうですし、逢隈中学校区でもそういうふうに行っているということでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ありがとうございます。

それで、既にやっているよという力強いお言葉もいただいたんですが、学校の先生方にもお伺いしたんですけれども、ただ見ただけではなかなかわからない部分があるんだと。やはり、先生方が膝を交えて一人一人の子供たちのつまずきに、いつ感じるかはちょっと先生方のあれによると思うんですけれども、そういったつまずきを見たときにもう少し具体的に内容というか、その中身まで精査しなくちゃならないというような話も伺ったりしているんですけれども、4中学校学区ごとに進めていて、それをトータルにコーディネートするというような人物が必要だというようなことも伺ってきたんですけれども、その点については教育長、いかがでございましょう。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） このことについては、佐藤正司議員のところでも学力向上とかについての施策の中に、亘理中学校区でサポート事業というのを始めた。これは、算数・数学に特化します。これについては、亘理中学校区ですから亘理小学校、吉田小学校、高屋小学校、それに亘理中学校と。そういう中で、授業実践を通しながら

小中の連携、接続をうまくやっていく。これは、算数・数学に特化しているんですね。そういうものを含めながら、英語にも今度英語担当の先生方が入ってやっていただくというふうなことも、今後考えていかなければならない。ただコーディネーターになると、町全体という人材がいないです、はっきり言って。これについてはボランティア、誰かがやっていただかないとなかなか難しい。限られた学務課職員だけでは、とても無理がある。ボランティアの方でも、誰かご紹介していただければありがたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） わかりました。白石の場合なんですけれども、小中学校それぞれの年間のカリキュラムを交換して、外国語活動をまず理解するために小学校の先生方、ALTの先生方、これまで使ったアクティビティー、英語でのゲーム的な活動のことなんです、このアクティビティー集をまとめて全ての先生が共有して、単元のつながりを確認しているということだそうです。市内をやっばり四つの学区に分けて、それぞれに研究授業をしたり実践授業をしたりしているというようなことなんですけれども、そういったときにやはり退職校長のコーディネーターが大変力を注いでいるようでした。ご参考までに申し上げたいと思います。

それでは、（3）番に入ります。中学校英語教育の問題と改善策についてです。お願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、中学校英語教育の問題と改善策ということでございます。お答えいたします。

中学校の現行の英語教育の問題点、大きく分けて二つあるのではないかなというふうに思っております。一つは単語を覚える、文法を身につけるということ。実は私たちがそういう単語とか文法、これが先に立ちまして、自分の考えや相手に対する意見などを発信する力を養うための教育というか、コミュニケーション能力が不足していたのではないかなと。これは文科省でも、あるいは英語教育の専門家もそういうふうに指摘しているわけであります。日本の英語教育の問題というのは、単語をしっかり覚える、それと文法だと。これは、入試にも絡んでいるんですね。そういう中にいると。つまり、コミュニケーションとるという段階までにたどり着いていなかった。もう一つは、「読む・書く」に力を入れてきた課程が長かったので、

「聞く（ヒアリング）」ですね、それから「話す（スピーキング）」のスキルアップが足りなかったというふうに考えております。

やっぱり今後は、改訂後は「読む・書く・聞く・話す」、この4領域なんですね。この四つの技能、これは小学校でも同じでございます。中学校でも全く同じなんですがこの技能のバランス、これがとれていなければならないだろうというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 前段ちょっと私聞き違えたかと思ったんですが、これからは文法・単語力をつけるべきだというふうにおっしゃったのでしょうか。違いますね、わかりました。了解しました。それだったら結構です。私は何かそのようにちょっと聞こえてしまったんですが。かつては確かに文法を中心としたということで、非常にスピーキングのほうはおろそかになっていたというようなことが言えると思います。

これからというようなことで、いろいろな改善策が見られたわけなんですけれども、その改善策といったのが、先ほどおっしゃってくださったスピーキングのほうに力を入れるというような理解でよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今後コミュニケーション能力ということで、やはり話すというか、知識を持つ上での会話ができるというふうなことで、聞いてヒアリングをして、話す、スピーキングですね。これが相手にしっかりと伝わるような、少なくとも中学3年生ぐらいではその程度は国のレベルでは求めているわけでございますので、何とかそういうふうなことで本町でもそういう子供たちを育てていきたいもんだなというふうに考えているところです。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいま教育長がおっしゃったように、スピーキング能力、それから「読み・書き」、全ての4領域の力をつけるためにいろいろな改善策を国のほうでも出していると思います。教育長が触れなかったのも、これ以上追及しないことにしますけれども、そんなことで中学校にも小学校同様たくさん問題点がありながら、ただいまスタートしたようなぐあいだというようなことを認識させていただいて、それでは次に移らせていただきます。

（4）番、学校以外に子供たちが学んだ英語を使う環境づくりを考えてはどうか。

お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましても、所管をします教育長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 生涯学習課の所管ですので、私のほうから答弁させていただきたいというふうに思っております。

今年度実施、または実施予定の青少年事業でございますけれども、大きく7点ございます。

まず、子ども会の活動支援や次世代の地域リーダーの育成を目的とした、ジュニア・リーダー関係事業でございます。子ども会のリーダー育成を目的とした「インリーダー研修」、新たなジュニア・リーダー育成を目的とした「ジュニア・リーダー初級研修」、ジュニア・リーダーのOBと現役メンバーとの学びとなる「青年研修」があります。いずれも小っちゃな子供たちを楽しませるためのゲームとかダンスの技術研修が中心となって、今やっているわけでございます。

次に、健全育成推進事業として実施している「未来づくり発表会」ですが、ご案内のとおり町内の小学生、中学生、高校生、児童生徒自身が未来の亘理町に対する思いを主体的に発表する場でありますので、聞き手となる同世代の青少年や大人に対し、発表者の思いをしっかりと届けるためには、当然日本語での発表が望ましいと考えて、日本語で発表させております。

また、町内各小中学校を持ち回りで実施する演劇とか音楽の鑑賞である「巡回小劇場」あるいは「青少年劇場小公演」、同じく毎年1校ずつローテーションを組んで実施する防災教育の場となる「防災キャンプ」、それから希望する小学校や亘理児童クラブで人権教育を目的に実施する「盲導犬の体験・車椅子バスケットボール、それから人権MAP」の3事業につきましても、事業の目的が芸術鑑賞、防災教育、人権教育と明確に設定されておりますことから、現在実施または実施予定の青少年事業は、英語を使うというようなこと、そういう環境には今ないということでございます。

今後、英語を使う環境づくりということについて、新規事業を含めましてどんなものが可能なのか。本当に参加する子供がいるのかどうか、聞く人がいるのかどう

か、その辺も慎重に考えないと、なかなか英語アレルギーの子供もいますからね。そういうふうなことも考えると、相当検討していかなければならないというふうに思っているところです。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

- 5 番（小野典子君） 今回の答弁によると、もう相当に力を込めてそういうのはあり得ないんだというようなことを言われているような気がして、ちょっと残念なんですけれども。やはり日本は、特に亘理町は外国人と会うこともめったにないし、「英語は学校で習うものだ」とか、「生活上は何ら必要のないものだ」みたいに考えられているような節があります。これまでそういった環境が、英語を学ぶ意欲を損なってきたというふうなことが、よく言われてきました。せっかく学んだ英語です。学校で学んだ英語を、どこか地域で使う場所、実践する機会がなければ、幾ら教育改革といってもこれまでと全く同じことです。やはり町が目指すグローバル人材の育成には、本当に遠くなってしまうと思いますね。

これが北欧の場合ですと、ノルウェーとかスウェーデンなんですが、帰ってくるテレビ放送は皆英語だと。母国語がちょっと字幕に出てくるくらいというようなことで、非常に英語がかなり生活に密着しているというような部分もあるんですけども、そういったことでない日本についてはあえて何か機会をつくらないと、やはり英語力は伸びないのかなというようなことで質問したわけなんですけれども。それをやっても、本当に来る人がいるのかというのは、ちょっと本当に残念でならないんですが、ぜひそういうことじゃなくて、これからやっぱりグローバル時代と言われていて。そこを目指す子供たち、そこに生きなければならない子供たちのことを考えてやはり地域的にも、学校では一生懸命頑張っているのはわかります。時間がないのもわかりました。でも、やはりどこかでまたそれを使う、使わせる、そういう環境というのをぜひ考えていただきたいなと思ひまして、じゃあ以上で1項目目の取り組みについて終わりたいと思います。

続いて2番、中学生の派遣事業の見直しについてお伺いします。

国際理解、国際感覚を養うことを目的に中学生の海外派遣事業が始められて、22年になります。これまで419名がオーストラリアケアンズ等を訪問した事業であります。このことについて次の点をお伺いします。

- (1) 事業効果をどう捉えていらっしゃいますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 「亙理町の中学生海外派遣事業」は、町内在住の中学2年生を対象としてオーストラリアのケアンズ等に派遣し、現地学校への体験入学やホームステイ等を通して外国の歴史や文化、家庭生活などを直接体験することにより国際性を養い、外国の人々との相互理解を深め、次世代を担う国際感覚豊かな人材を育成することを目的に実施しているものであります。平成8年度からこれまで、延べ400名以上の中学生を海外に派遣してきたところでございます。

具体的な事業効果につきましては、平成28年にこれまでの参加者を対象に実施した「追跡調査結果」によりますと、「派遣事業への参加が、その後の生活や仕事に活かされている」との回答が58%、「参加したことで自分に変化があった」との回答が84%に上るなど、参加者の評価は総じて高かったほか、本事業がきっかけとなり、外国語学校への進学や海外留学、外資系企業への就職や海外勤務、海外で貿易関係の仕事や日本語教師として従事することにつながったなどの回答を得ており、本来の目的であります国際感覚豊かな人材の育成といった点においても、多くの成果を上げていると判断されるほか、「誰に対しても積極的に話しかけられるようになった」「何事にも積極的になり、多くのことに興味を持ち、チャレンジするようになった」「自分が当たり前だと思っていたことが、必ずしもそうではないと考えようになり、多様性や柔軟性を学べた」などの回答からも、自分への自信や積極性などの人間性の向上にも十分な事業効果を上げているものと認識しております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 第20回を終えた時点で、この追跡調査について私も提案させていただいたわけなんですけど、結果今おっしゃっていただいたように参加者の進学、就職、それからその後に人生に大きく影響したと、自分の積極性が増したというような回答が得られたというのは、本当に素晴らしいことであると思います。それに加えて、海外派遣がその後の英語の学びにどういうふうに影響したのかなという設問があったら、もっと効果が見えていたのではないかなというふうに思ったりしました。

今後の追跡調査の仕方、あり方についてはどう考えておられますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご指摘のとおりそういうものも含め、また何年かたちましたらそのような形で追跡調査を、もう一度行うべきではないかなというふうに考えてい

るところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） そうした際に、やはり研修が終わる段階、始まる段階でもいいと思うんですが、家族の方々にも何年か後にこういった調査があるということで、また家族からやはり転送してもらおうとかいろいろなことがあると思うので、そういったことも事前にやはり家族の方々にもお話ししておいたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、担当しております企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 回答率の向上のためにも、そういった取り組みも検討したいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 参加者のほうでは大変よかったということでもよろしいと思いますが、ただちょっと腑に落ちないという点があるんですね。ちょっと見えづらいところなんですけど、20年以上にわたるこの派遣事業の中で、やはりケアンズ市と亘理町に何か残ったのかなど。ケアンズに亘理町の何かを知らしめたのかと、どのくらい印象づけたんだろう。それから反対に、亘理町民はケアンズの何を知れたのかなという点、本当にいま一見えづらいところがありますが、どう思われますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） まず、この事業自体は中学生の海外派遣自体が目的なので、それは二次的なものだとは思いますが、随員である団長は例えば「亘理伊達な大使」の派遣団の代表という位置づけでもあるので、折に触れ日本の文化や亘理町についての文化交流ということで、努めてきたところではございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまおっしゃっていた中で、「亘理町の文化や」というようなこともあったんですが、亘理町のこと、文化や暮らしのこと、にぎわいを例えば映像でプレゼンテーションをするとか、子供たち同士がケアンズの子供たちと一緒に

亘理のこと、ケアンズのことを考えるワークショップをすとか、あるいはまたす  
ずめ踊りを子供たちに教えてあげて一緒に踊るとか、そんな活動というかお互いの  
文化、あるいはお国柄を知るような活動内容というものはあったんでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） そういった文化交流という一面も、折に触れ行っております。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） プログラムを見ますと、何か随分前から大体同じようなコースで、  
同じような内容で学校に入って体験をするというようなことが多いように私はずっ  
と見てきたんですけれども、具体的にどんなことをやったかというのはおわかりで  
すか。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） まず、基本的には体験入学ということで、実際に向こうの中  
学校なりに体験入学するということと、あとホームステイの受け入れ先ということ  
でその文化交流であるだけでなく、そういった家庭の方との交流ということであり  
ます。それ以上のことという。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 先ほども言いましたけれども、やはり日本のことを知ってもらう、  
例えば亘理のことを知ってもらう、そういった活動のことを言っています。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） そうですね、こちらのほうから簡単な軽食になりますけれど  
も、日本の食材を使って提供とかもして、そういった文化交流とかということにも  
努めているところではございます。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 実は、私は本当に思い込みではないんですが毎回それを見て、もう  
少しプログラムも変化があったらすばらしいのになということを常々思っています。  
それは何かというと、やはり今おっしゃっていただいたように、ホームステイをし  
て向こうのことをわかるのはいいと思うんですが、やはり交流ということですから  
向こうの子供たちも日本のことを知る、こちらの子供たちも向こうのことをもっと  
詳しく知るといような活動があつてしかるべきかなと思いましたが、その辺を  
お伺いしたわけではございます。ぜひその辺も、ちょっとこれから実施するに当たっ

て考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、（２）番に入ります。地域の国際交流事業への協力を参加条件にするなど、募集要項の再検討をしてはどうか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在の亶理町中学生海外派遣事業の募集要項では、事業の効果をより高め、また事業が一過性のものにならないようにするために、募集の要件として英会話の講習を含めた事前研修への参加と、海外体験談をまとめた事業報告書を作成するための事後研修への参加を義務づけているところでございます。

亶理町における「国際交流事業」につきましては、町内における国際交流の普及促進を目的として「国際交流協会わたり」が主体となって実施しており、町内在住の外国人を対象とした日本語講座や生活サポート講座、海外文化を紹介する各種イベント、外国人との交流を育む国際交流まつり等を開催してきたところですが、海外派遣事業に参加した中学生に対しては、「国際交流まつり」において派遣研修による体験談の発表の場を提供したり、ボランティアとして参加を促す等、海外派遣事業終了後においても外国人との交流が図れるよう努めてきたところでございます。

募集要項については、これまでも適宜見直しを行ってきたところですが、今後も必要に応じ対応していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

５番（小野典子君） おっしゃるとおりです。本当に国際交流の場に参加させていただくようにという取り計らいも、やってはいただいております。しかしながら昨今の状況を見ると、報告をする方は確かに出ていらっしゃるんですが、その他の方々はどうかというような場面が多々見受けられます。ということは、私も協会のほうに入ってずっと見ておりますけれども、そういった線が薄いので、今回私は事後研修のところに確かに「国際交流に参加する云々」の言葉もあるんですが、この参加要項の中にある「地域の国際化」や「まちづくりに貢献する」というような記載は確かにあります。しかしそれでは線が薄いのだと、最近を感じるようになりました。

派遣事業が一過性にならないためにも、事業を一過性にしないためにも、要項の目的の後半部に「もって次世代を担う国際的感覚豊かな人材を育成することを目的とする」というこの部分なんですけれども、国際的感覚豊かで地域貢献できる人材

を目指すとは、はっきり「地域貢献をしてよ」というふうに言ったほうが、子供たちも事後研修後の「国際交流まつり云々」というところの参加率も高くなるんだろうと。その根拠なんですけれども、厳しい財源の中から昨年場合は600万円くらいですよ、支出をしています。これで考えると、これまで大体1億円に近い投資となるわけなんです。やはり町民の方々の理解というの、必要なところだと思います。今直接それを町に訴える人はいないと思います。ただ、ちまたではやはり「そのくらいのお金かけて」というような話を、たまたま耳にすることもありますが実情です。

そして、国際性を養うだけ、ホームステイをするだけであれば、多額の公費を支出する理由はないと考えます。なぜなら、昨今は外国観光旅行というのも一般化してきています。家族旅行というのも、本当に一般化しています。20年前のその時代とは全く違うわけですから、そういったことを考えて、やはり「町が支出する」という部分をきちっと要項のどこかで訴えるべきではないのかなというふうに考えましたが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、20年前といろいろな部分で違っている。でも一つ言えることは、これは観光とは私は捉えておりません。特にここ10年くらい、以前よりも短縮しましてホームステイをほとんど中心にしておりますので、観光と捉えるのではなく、あくまでも研修ということで考えております。そして、国際性を豊かにする研修ということで事業を遂行しているので、観光という捉え方は一切私はしておりません。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） わかります。町長がそんなことを考えたら、それこそ問題ですから、それはそう捉えるべきではあると思いますけれども、その中身についてもうちょっと精査をしていただきたいというのが私の意見でございます。

美里町のことを申し上げますと、毎年中学生15名と高校生約10名ですね、それに若干名の町民の方、国際交流協会の方々も一緒に米国のミネソタ州のウィノナ市というところを訪問しています。これは、業者の随行はありません。その町長とたまたま一緒になるわけなんですけれども、この事業のことで話し合うといつも自慢されるんですね。経費もすごく安い、なぜかという、本当に安いんですね、びっ

くりするほどでした。300万円ぐらい違ったかなというふうに覚えています、それはなぜかと言うとやはり一つには職員の人たちが一生懸命、自分たちのやれる範囲で航空券の手配をする云々、随行員はつけない、それから向こうに行ったら必ず全員がホームステイをする。団長といえども、みんなでホームステイをすると。

それから、帰ってきたら必ず国際交流協会に入って、美里町では年に2回国際フェアというのをやっているんですけども、そこに全員が参加してフェアを盛り上げていると、そういったシステムになっているので、もう派遣だけでなく受け入れもあるものですから、国際化の波というのがどンドンどンドン広がるばかりだというようなことをよく自慢されているわけなんです、この辺のことで、学ぶべきところというのか、何かないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、実は私この美里町の国際交流協会の会長と旧知の仲でございまして、1999年からミネソタ州のウィノナ市との国際交流を毎年、こちらからたしか10月ころに行つて、向こうから4月ころに受け入れている。それをやる前の実は90年代半ばから3年ほど、会長と一緒にミネソタ州に3回ほど行つております。そのときのいろいろなつながりもあつて、このウィノナ市との提携ができた。ですから私にとっては、誕生から今までの流れというのをほとんどつかんでおる状況でございます。

確かに、その会長である方が学生時代にカナダに留学をしまして、ご存じのようにミネソタ州はカナダと接している一番北の州でございますのでいろいろと、私は仕事で彼と3回ほど3年にわたりミネソタ州、イリノイ州、そしてアイオワ州、ああいうところをちょっと大豆の関係で見て回つたことがございます。そのとき以降にうまくつながつたというのが、いろいろな裏話もありますけれども、確かに向こうのほうではまずは国際交流協会、向こうの国際交流協会とこちらの国際交流協会があつて、初めは民間の力で交流を始めました。その後、2001年か2年ぐらいだと思いますけれども、友好都市になりまして町が主導的に、そして国際交流協会がお手伝いをするという形に現在は変わつております。

先ほど議員申し述べられましたように、実は旅行代理店を使わずに航空券は直接買う、そして向こうでの移動もウィノナ市のバスが迎えにきて、ウィノナ市に向かつてホームステイをする。そのホームステイも、ほとんどお金をかけずに向こうが

無料で受け入れている。そのかわり、4月にウイノナ市が美里町に来たときは全てこちらの国際交流協会の人たちの自宅に無償で泊めるような、そういうことをやっています。

ただ、これは初め民間から始まった交流でございますが、こちらの亘理町とは全く一緒とは言えませんので、仮に町内にそのような形で海外とうまく結んでいただける方がいれば、そういうことも可能でしょうが、またそれ以外の受け入れたときの経費もかかるわけでございますので一概に、たしか今18万円か19万円、そのうちの中学生には6万円、今年は18万円ぐらいになっていると思います。そのうち6万円を中学生が自己負担するという、家庭で自己負担しているような金額になっておりますが、そのように安くできる理由というのはそういう部分であると思っております。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） あと今町長の答弁にもありまして、町長も美里町のことも詳しいということで、今議員ご指摘のように美里は安くて添乗員もいなくて、同行者もホームステイやるというお話でしたけれども、それも検証はするんですが、果たしてそれが本当にいいのかと。私たちが大切な生徒なりお子様を預かっている身として、安いからといって添乗員もいない中で、団員もホームステイをして万が一何かあったときの責任というのはどうなんだという、そういったこともちゃんと検証して慎重に見定めていかないといけないというふうに考えているところです。安いからとか添乗員がいないからとか、ホームステイ全員しているからという、それが一概にというふうにはこちらは認識しているのは、それだけは理解いただければと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） おっしゃることはもっともだと思います。私は、だから添乗員をつけるなどか言っているわけではないんですが、たまたま美里がそうなんという例でお話し申し上げましたけれども。本当に、だからといって例えば随行員が全く3日間、4日間、ホームステイしないでいいかという、そうでもないなというあたりをチラッとお話しをさせていただいたわけでございます。

それで、町長は非常に美里町の国際交流についてお詳しくて、本当にそのとおり

だなどというふうに思いますけれども、最後に募集要項にはちょっと見えない、これも見えない部分なんですけど、経済的に豊かでない家庭の子供の支援はあるのかどうか。その辺あたりを、ちょっとお話ししたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しては、担当の企画財政課長に答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今のご指摘は、低所得者に対する優遇措置とか、そういうことですね。結論から言えば、国際交流事業のほうは基本的にはおおむね3分の1の負担を全家庭にさせていただいているということで、低所得者に対しての特別なことはしていません。

ただ過去10年以上、今財政事情も厳しい中でもありますが、負担金については13万円前後で、12万円から13万円、12万円前後で極力負担にならないようにというふうに考えているところと、あと先ほど議員お話ししたとおりやっぱり貴重な税金を使うということなので、そういったことでの町民理解と、あと持続可能なサービスという観点からもやみくもに安くということも慎重に考えなきゃいけないということで、今のところは皆さんに応分の負担をいただいているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 12万円ですよ、現在の負担金。この12万円を一括、3回でもよろしかったでしょうか、支払うということはやはり低所得者の世帯にとっては大変きついことですし、子供もそういった家庭の事情を知っているわけですから、これに応募したいなんていうことも言わないかと思います。最初からそういったことはあらかじめ聞いていないかなというふうに思うんですが、昨今こういった家庭的に恵まれない子供たちのことが大変話題になっているわけですから、そういったことで考えると本当に12万円の負担金を払える子供だけ、そういった豊かなお家の子供だけを対象にしているのかということ非常に懸念するわけなんですけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） そうですね。それは、12万円が果たして高いか安いかという議論にもなるかとは思いますが、そこはあと慎重に検討させていただければと思

います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ぜひその辺、慎重に検討をお願いしたいと思います。

それでは、（3）に入ります。派遣事業だけでは効果は薄いと、私は思っています。受け入れ事業については、これまでどのように取り組んできたのか。そして、今後どういうふうを考えていくのか、その点をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これまでの外国人の受け入れ事業につきましては、「亶理町中学生海外派遣事業」を契機に、平成13年9月29日から4日間の日程で、オーストラリアケアンズ市から派遣事業の体験留学先であったケアンズステイトハイスクールの生徒18名が亶理町を訪れ、中学校への体験入学やホームステイ等を通して、亶理町の歴史や文化を学んでいただいたほか、町内中学生との交流を図ったところでございます。

受け入れ事業自体は、相手方の事情により単年度限りとなってしまいましたが、受け入れ事業も派遣事業と同様に国際交流の効果は高いと判断されると思いますので、「国際交流協会わたり」に協力を仰ぐなど、受け入れ事業実現の機会は今後もうかがっていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 海外派遣の効果が、本当に参加者には大きい。それもわかりますし、それ以上に海外からの受け入れ事業の場合は、やはり同世代の子供たちだけではなくて家族においても、兄弟・姉妹・親戚までたくさんの人を巻き込むんですね。家族ぐるみで関心を高める、一致団結して刺激的な日々を過ごすということになります。その高揚たるや、本当に何と表現したらいいか、私も平成13年の9月からのケアンズのステイトハイスクールの受け入れをさせていただいたんですけれども、そのときにも本当に実感しています。そういったことで、今回も「できたら」ということを何回も提言しているわけなんですけれども、そしてまた相互交流が実現すればこういったことというのは、比較的経費的にも安く済むというような効果があるわけなんですよね。ですから、ぜひこの辺を考えていただきたいと思っておりますけれども。

これまで、先ほど問い合わせをした点では、どこにどのような相談をしてきたの

かというあたりですが、その辺いかがだったでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 受け入れる今後の対応ということでよろしいでしょうか。そう言ったことも、やはり残念ながら過去1度だけということであって、ただやっぱり派遣するにしても受け入れるにしても同じような効果はあるというふうには認識しておりますので、そこは可能な限りできるように実現に向けて取り組んでいきたいとは思っています。その一環として、一つとしては先ほど町長も答弁したとおりの「国際交流協会わたり」が県なりとのパイプもありますので、そういったところも活用できるんじゃないかなというふうに期待しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 必ずしも派遣している国からということではなくて、かつてドイツのほうからドイツのスポーツ少年団というか、総合地域型スポーツ団というところからの派遣もありまして、これにも町のほうで対応させていただいたときに、やはり多くの人を巻き込んで非常に国際交流が目に見えたというような実感をもっているものですから、申し上げたところです。

ところで、町の第5次総合発展計画の重点施策として国際交流活動の充実を掲げ、オーストラリアとの相互交流、ホームステイ受け入れ事業に向けて、県や町の国際交流協会との連携により体制を整備するとうたっています。なぜオーストラリアにこだわるのか、だから難しいのではないか。例えば東南アジアであればもっと低価格、余り安くいいわけでないということを何回も言われていますけれども、多くの人参加も考えられるのではないかなと思いますが、その辺についてはどのようにお考えになっていますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） そうですね、第5次総合計画は確かにオーストラリアということで、これはやはりこれまでのパイプということもあるとは思いますが。ただ例えばなんですが、今回「ありがとう」ホストタウンでイスラエルとの友好関係を締結させていただいて、今後柔道大会であるとかオリンピック関係者との交流とかということで、かなりそういった面でも国際交流という面からでも期待できると思いますので、今後もオーストラリアに限らずそういった可能性はできるだけ広げて

いきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） オーストラリアは本当に治安がいい、それから風光明媚である、気温も温暖であるということで、大変いい国であることは間違いありません。でも、本当にそれに縛られてばかりいたんでは、やっぱり瞬く間に次の20年も過ぎてしまうのではないかなというふうに思います。やっぱり今おっしゃっていただいたように今後、イスラエルなんていう言葉も出てきたんですけれども、小さなきっかけ、巡り合い、そういったものを大事に捉えて、派遣先、受け入れ先、派遣事業を英断していただきたいなというふうに思います。

何年に一度にするか、例えば派遣は毎年、それから受け入れは2年に一遍、そういったことも含めてできれば現在の派遣事業の経費内で頑張ってもらうように切望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） これをもって小野典子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は15時20分といたします。休憩。

午後 3時12分 休憩

午後 3時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、佐藤邦彦議員、登壇。

〔4番 佐藤邦彦君 登壇〕

4 番（佐藤邦彦君） 4番、佐藤邦彦であります。

私は、一つは遊休農地の現状と対策について。二つ目は、不登校児童生徒に対する取り組みについてお尋ねいたします。

まず、初めの遊休農地関係でございますが、農地が耕作されずにいますと景観の悪化はもとより、病虫害の発生や野生鳥獣のすみかとなってしまいます。周りの農地・作物に大きな被害を及ぼし、農業経営に大きな支障を来します。また一度荒廃してしまうと、もとに戻すのは大変困難になってしまいます。

一つ目、遊休農地の現状と対策につきまして、平成25年9月に農地法が改正され、農地の適切な使用の徹底と遊休農地の対策が強化されております。毎年全ての農地

を対象とした「利用状況調査」及び「利用意向調査」が義務づけられております。遊休農地の所有者などに対する指導、通知、勧告の手続を行うこととされております。

遊休農地の解消対策は、農政の緊急課題であります。このことについて、次の質問を行います。

(1) 番、農地の「利用状況調査」及び「利用意向調査」の結果から、遊休農地の現状と見通しについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、農業委員会会長より委任を受けて出席をしております農業委員会事務局長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） それでは、ただいまの遊休農地の「利用状況調査」及び「利用意向調査」の結果から、遊休農地の現状と見通しについてというご質問についてお答えします。

平成29年度の農地の「利用状況調査」につきましては、平成29年11月に農業委員が町内全域の3,518ヘクタール、3万657筆を調査いたしました。遊休農地の面積につきましては70.9ヘクタール、795筆となっており、面積の割合で申し上げますと2.0%の農地が遊休農地となっております。

また、農地の「利用意向調査」につきましては平成30年3月に実施し、「利用状況調査」で遊休農地と判断した農地所有者397人に郵送により調査を行い、回答305人、未回答71人、所在不明21人となっております。複数の土地が遊休農地になっている方については、主な利用意向により集計した数字ではありますが、農地中間管理事業等を利用希望と回答した方が49人、みずから所有権移転等を行うと回答した方が15人、みずから耕作や管理を行うと回答した方が155人、その他として86人となっております。

遊休農地の現状として、高齢化や震災により農地を管理できなくなっている方が多く、また圃場整備以外の小規模な農地について遊休農地となっており、今後一層遊休化が進むものと懸念されております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 70.9ヘクタールの遊休農地が調査に基づいて明らかになったと、すごい数ではあると思います。公共ゾーンの約6倍くらいですね、あそこに70.9ヘクタールの遊休農地が出現してしまったというふうに想定すると、亙理町の農業にとってはかなりのマイナス、損失ではないかと私は思います。

亙理町は農業を基幹産業として、自然豊かな光と緑に輝く町、田園都市としてまちづくりをこれまで進めてきました。この「利用状況調査」による遊休農地の面積は、今後も今のお話のとおりふえていくのではないかと、大変危惧するわけがございます。農業従事者の減少で農地が荒廃し、農業及び生活環境に大きな影響を与えております。

ここで町長にお尋ねいたしますが、このような遊休農地の現状から、これからあるべき亙理町の農業についてご所見がありますればお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 遊休農地が大変増加している、本当に残念な限りでございます。本来であれば、今はどちらかというとかくJAさんの数字では水田から上がった米、そしてそれ以外というとかく、大体フィフティ・フィフティぐらいの金額が亙理町で生産されているという認識を以前したことがございましたが、ひょっとしたら今後はもう少し水田以外での活用ができれば、もっと違う展開があるのかなということで、例えば野菜とかキャベツとか、最近ではシュンギクがすごい出荷量のようにございますが、そういう形でふえていけばいいかなと思っています。

あとやはり山側のほう、残念ながら最近リンゴのほうの畑が大分農地として減ってきて、遊休になっているという部分があります。それも踏まえ、ちょっといろいろ今後検討していきたいなと思っています。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 私は、農地については公共財だと考えています。農業、農地の持つ多面的機能ですね、これはやはり次世代につないでいかなければならない大きな財産であると考えます。そのためにも、農業を持続可能ななりわいとして推進していく。そのためには、担い手をどうしていくのか。これは、先ほど局長のほうから説明がありましたが法人化が必要不可欠、そこで就業関係を整備して担い手を育成していくというふうなことが、今後避けて通れない道なのではないかと私は考えます。

そこで、先ほど「利用状況調査」の結果、面積の答弁がございました。遊休農地を今後どうしていくかというふうなことについては、しっかりとデータを管理しておかなければならないし、それに基づいていろいろな対策を打っていかねばならないと思います。その遊休農地の状態区分については、再生可能な農地及び再生困難な農地に仕分けることとされております。それぞれの面積と、およそどのような地域に分布しているのか、ちょっとご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） まず遊休農地のうち再生可能な農地については、先ほど申し上げました70.9ヘクタールということになっております。ただし、再生が不可能と判断される農地については、このほかに9.1ヘクタールほど存在しております。

また、この農地の所在している場所につきましては、70.9ヘクタールのうち農振農用地内に37.1ヘクタール、またそれ以外の場所、農振農用地外で33.8ヘクタールということになっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そうしますと、70.9ヘクタールは再生可能だと。それ以外の再生困難なものは、9.1ヘクタールというふうなことになるわけですね。そうしますと、再生困難というふうなことでするので、再生を目指さない土地、これは非農地扱いになるわけですね。これは、非農地としての取り扱いになるのですか。農地以外の土地、雑種地等として、そういった取り扱いになるのですか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 荒廃農地の今後の取り扱いについてですが、荒廃農地については再生不能と判定されたものにつきましては、先ほど議員おっしゃるとおり非農地通知という形で所有者の方に通知をして、農地台帳のほうからは落とすというふうな形になります。当然、その後所有者により地目の変更等が行われるものとなります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後の質問になりますけれども、その再生困難な農地、非農地証明

というふうなことになりますと、それは税制度の中で農地としての評価以外の税率で評価されるというふうなことになるんですか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） まず税制上の評価でございますが、これは既に現況雑種地となっている場所もございますので、その辺を勘案いたしまして対応することになろうかと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） （2）番のほうに入ります。農地の「利用状況調査」及び「利用意向調査」に基づき、どのような指導を行っているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 「利用状況調査」及び「利用意向調査」に基づく指導についてでございますが、平成30年1月29日から亙理町農業委員会は改正農業委員会法による新体制に移行し、農業委員15名、農地利用最適化推進委員15名の30名体制で活動しており、今年度より前年の「利用意向調査」の回答のとおり実施されているか、7月から8月の2カ月間で調査を実施しております。

農業振興地域内の農用地について、意向調査で示して意向どおりに対応していない場合、または「利用意向調査」が未回答だった場合は、農地法第36条1項の規定により中間管理権の取得に関し、宮城農地中間管理機構と協議するよう勧告することとなっております。所在不明者の農業振興地域内の農用地につきましては、宮城農地中間管理機構へ通知し、県知事の利用権設定の裁定申請により宮城農地中間管理機構が利用権を取得できる制度がございますので、今後その活用を検討してまいりたいと考えております。また、あわせて農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用調整や適正管理の指導を行ってまいるものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 新たな農業委員会法が制定されて、新たに農地の適正化委員が配置されたと。これからは、一つずつ遊休農地を解消していくというふうな取り組みがなされなければならないわけになってきます。

そこで、前段で再生可能な農地の中で、1号農地と2号農地に区分されるはずだと思います。1号農地は、当然ながら再生利用を目指す荒廃農地で、過去1年以上

農作物の作付がされないけれども、すぐにでも再生可能だというふうな農地が1号農地。そして2号遊休農地といたしまして、これは低利用の農地として一部作付されているが、それ以外はほとんど管理されていないと。1号よりも2号のほうが、管理としては低い程度の農地というふうなことでございますが、これらの農地が一番復田・復畑の可能性が高い遊休農地となるわけでございます。これらの農地の解消が、これから大きな課題になってくるわけなんですけれども、これらの遊休農地に対する再生計画と具体的な対応、今現在お持ちでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） まず、再生可能な農地その他については、農業委員会で作成し公表している「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基本的な考え方を定めておりますが、まず先ほど申しましたように遊休農地の発生防止、解消の具体的な推進方法については、農業委員と推進委員による利用状況調査を通しての指導、それからそれらの早期発見を行うということを実施するものとしております。

それからもう一つ、先ほども申し上げましたが、非農地判断により守るべき農家を明確にするという内容で進める指針としております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 一旦荒廃した農地をもとに戻すというのは、大変困難を伴うものがあります。これまで利用状況調査及び意向調査に基づいて、今日指導の結果、実績として遊休農地が解消された事例、面積ってというのは今現在ございますか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 利用意向調査そのものが、平成29年から実施したものでございまして、その後の指導については今年度の利用状況調査を踏まえて指導することになるというものでございますので、前年度以前の指導結果というものについては今ございません。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） この項目、最後の質問になります。これちょっと関連なんですけれども、圃場整備の手法と申しますのは、農地の適正化に一番最適な、お金はかかりますけれども、一番有効な手段だと思います。東部の圃場整備の中で、どうしても

圃場整備に入らなかった町管理の土地、三角地とか不整形地あるんですけども、これ農家の方からちょっと相談あったんですけども、きれいにした圃場がある反面、町有地の管理地が荒れ放題になっているというんですよ、草刈りをしないで。そういった管理というのは町でやるのか、その農業者がやるのか、そしてそれを荒らしておくことによってそこから有害な悪い虫が飛んで行くんじゃないかというふうなことがあるんですけども、その辺の管理態勢はどうなっているんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 吉田東部地区でよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）管理といいますと、もちろん圃場整備以外だと除外になったということであれば、もちろん本人の所有地でございますので農家本人というか、所有者の方をお願いするのが基本でございます。もちろん、町で買い上げ農地につきましては町なんですけど、残っているというのは多分個人所有かと思っておりますので、そちらのほうは個人管理をお願いするという形になるかと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 私が聞いておりますのは、町が管理している町有地としての管理地、編入されかねた残地というふうなことでございました。こういった分については、町が当然管理するわけですね、考え方としては。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ちょっと町が所有している土地というのが理解できないんですが、一応町のほうでは圃場整備内といいますか、そもそも農地が持てない団体ですので、町が持っているというのはちょっとわからないんですが、もう一度お願いできますでしょうか、済みません。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 他と他の間の農道についてというふうなこと、プラス編入されかねた三角地とかそういうふうな土地のことでございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 済みませんが、圃場整備エリアであればですけども、こちらは圃場整備で県のほうの事業で実施しますので、現在のところは県のほうで多分整備されると思うんですけども、先ほどの三角で残っているというのは、そこは

多分先ほども言ったとおり圃場整備外で、本人の同意が入らないという土地でございますので、何度も繰り返しになります。個人で管理していただくというふうなことでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、（3）番のほうに入りたいと思います。農家に対する遊休農地の解消に向けた支援策についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 農家に対する遊休農地の解消に向けた支援策につきましては、遊休農地の再生利用の支援として農業振興地域内の農用地を対象に国の耕作放棄地再生利用交付金がございます。再生作業、土壌改良、営農定着に関しまして、農地を再生し耕作を行う認定農業者等に面積に応じて交付されます。この交付金につきましては、平成21年度から平成30年度までの10年間の実施期間となっており、平成30年度以降につきましては新たに荒廃農地等利活用促進交付金に引き継がれ、支援されることとなっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 農家からの声といたしまして、これは農振農用地内の農地が対象となるわけでございます。使い勝手が余りよくないというふうなお話を聞きます。その実績等は、どれくらいあるんですか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 耕作放棄地再生利用交付金の実績でございますけれども、平成22年から25年までの間に15件の実績がございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そうしますと、荒廃農地のほうについては実績がないというふうになるわけですね。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 荒廃農地につきましては再生利用不能ということで、その対象は1号遊休農地等の荒廃農地分類が対象となっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 先ほど遊休農地が増加し続けている亙理町に、現状においては昭和44年に亙理町農業振興地域を設定しております。水田は町土の中心、園芸は逢隈と吉田の東部、果樹は吉田西部と逢隈西部というふう土地利用を行ってきております。温暖の気候から、バランスのとれた農業が営まれている。遊休農地が発生することで虫食い状態になっており、どんどんこれから増加していくことが危惧されるわけです。現状で、やっぱり歯どめをかけていかなければならない。

そこで、農業委員会や農業関係団体が集まって、遊休農地を実際に機械を入れて解消していくというふうな実施組織等の仕組みが、やはりこれから必要なんじゃないかと思います。なかなか個人では対応不可能というふうなことから、このようなお考えはございませんか。新たな仕組みをつくっていくというふうなことです。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 現行、これら耕作放棄地の対応に関しましては、関係農業団体の代表あるいは職員を構成メンバーとして耕作放棄地対策協議会をつくってございまして、先ほど申し上げました耕作放棄地再生利用交付金につきましても、それらの団体を通しまして活用されているというものでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 遊休農地が増加する一番の原因は、先ほど答弁にもございましたとおり農業従事者が減少していると、これが大きな原因になっております。農水省の統計を引用しますけれども、平成28年には200万人を割り込んでいるわけです。平均年齢67歳と、亙理町とほぼ同じくらいの高齢化が進んでおります。若年層の農業離れも解決しておりません。亙理町も同様の状況であります。従事者が減少することは、農地に手が入らず、管理されない農地がふえ、あつと言う間に原野化してしまうわけです。草刈りだけではもとに戻りません。雑草が生えて病虫害のすみかとなり、本町においては特に遊休農地が多い西部の山間部ではイノシシがばっこし、不法投棄の温床や大雨による洪水の危険性が高まっているわけです。

そこで、山間部や集落に点在している農地の集積が困難な、いわば農振白地区内における遊休農地解消に向けた支援策っていうのはあるんですか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 山間部等の遊休農地の支援策ということでございます

が、先ほど申し上げた国なり県なりの耕作放棄地再生利用交付金、荒廃農地等利用促進交付金などは、農振農用地内の対象に活用することができるというものでございますけれども、国の交付金事業に関しまして対象農地が農業振興地域内の農用地とされていることや、事業実施主体が認定農業者等と限定されていることから、交付金要項から外れる農業振興地域外の農地や、認定農業者等以外の農家の支援がない状況でありますので、遊休農地等の解消の観点から町独自の農地再生に対する交付金については先進事例等を調査の上、導入の是非を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、宮城農地中間管理機構との連携、あるいは農業委員及び農地利用最適化推進委員による利用調整や、指導の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 先ほど、局長が遊休農地の白地分が33.8区画ある。ほぼ半分が、その白地部分に点在しているわけです。何もしなければ、ますますこれが増大の一途をたどり、そしていろいろな部分でその多面的機能が損なわれるわけです。イノシシのばっこも、ここの部分に起因することが非常に大きい原因となっております。

また、再度農水省の統計ですけれども、平成29年度の遊休農地の40%を占めるのが土地持ち非農家なんですね。第2種兼業農家というか、これらの農地の所在が集落の間にあったり山間部とかにあるケースが多く、対策が本当に急務であります。集積が図られている農地よりも、遊休農地化が本当に進んで、加速度的に進んでおります。これも、農業振興地域の白地に分布しています。これを、本当に何とかしなくてはならないと思います。ここに町独自の支援策を行うべきだと思います。

今現在何もなされていないというふうなことであれば、そこで具体的に申しますと、遊休農地の再生活用の持続的な取り組みを行う補助金を、私支出すべきじゃないかと思うんですよ。まず具体的に言いますと、一つは定期的な草刈りと耕耘を行う場合。あと二つ目は、農作物や景観作物の作付を行う場合。あと三つ目は、イノシシの獣害対策の緩衝地帯となる農地の保全管理を行う。大まかにこの三つくらいの対応なんですけど、一応私なりに考えてみたんですけれども（仮称）亶理町遊休農地活用支援事業と称して、亶理町独自の補助金を策定してはいかがでしょうか。

これならすぐできるのではないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 町独自の助成事業ということでご提案ありましたが、事業費や財源などのほか国や県の農業施策の方向性に逆行しない進め方も必要と考えますので、議員のおっしゃられた提案をこれも参考にさせていただきながら、慎重に検討する必要があると考えます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 逆行しない方向であれば、なおさらよろしいと思いますし、費用対効果というふうなこともあるでしょう。しかし、今現在その部分については何も対策がなければ、加速度的にますますイノシシの獣害対策も必要となってきます。ましてや、防災の観点からも非常に重要な部分ではあります。また、農業者からの声も寄せられております。先ほど局長がお話しになった亘理町農業委員の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、この中にも農地の最適化の推進について最重要課題として一番手に挙げられているのが、この遊休農地の解消ではありませんか。再度取り組みについてお尋ねします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 先ほどの答弁でもお答えしておりますことと重なる部分がありますが、まず国の助成制度を活用、それから中間管理機構の事業との連携により最適化の推進を図ること、それからやはり地元の農業委員さん、それから最適化推進委員さんの利用調整等によりこれらの利用の最適化を図ることが、一番重要かつ現実的な方向ではないかなと思っておりますので、とりあえずはその方向で活動してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） ぜひ前向きに検討され、実現できるように期待いたしまして、一つの質問を終わりたいと思います。

二つ目の質問に入ります。不登校児童・生徒に対する取り組みにつきまして、全国的に不登校の増加傾向が続き、この20年間で1.5倍と過去最多を更新しております。宮城県では、小中学校の不登校が高い状況で推移し、本町においても平成29年3月に策定されました「亘理町教育振興基本計画」に不登校児童・生徒数の増加傾

向が深刻な状況にあるとされております。このことにつきまして、次の質問を行います。

不登校児童・生徒数の現状と、近年の推移についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは、所管しています教育長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えをしたいと思います。

不登校という定義でございますけれども、年間30日以上欠席した子供を不登校というふうに文部科学省で定義しております。年間30日以上欠席の不登校の児童生徒数のここ数年の推移を申し上げますと、小学校では平成27年度が8名、平成28年度が10名、平成29年度が18名、平成30年度今年度の7月末現在で4名となっております。一方中学校でございますが、平成27年度が37名、平成28年度が52名、平成29年度が55名、平成30年度7月末現在ですけれども33名と、小中とも増加傾向にございます。

このことは、平成29年度の本町の小中学校の不登校出現率でございますが、小学校が1.05%。ちなみに平成28年度、まだ平成29年度は国から示されておられませんので平成28年度のデータで言いますと、平成28年度は本町が0.57%、宮城県が0.52%、全国が0.48%というふうな出現率になっています。中学校でございますが、平成29年度は5.81%。平成28年度のデータでございますけれども、本町は5.24%、宮城県が4.08%、全国が3.01%というふうになっております。というように、このようにあらわれているわけでございます。こうした現状から、不登校対策というものについても本町の喫緊の課題というふうに捉えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 深刻な状況というふうなことでしたので、もはや私もこんなに多い生徒・児童がいるというふうなことを、今その数字を聞いて大変驚きました。学校のほうでは、平成28年度と平成29年度の教育に関する事務管理評価報告を行ってございまして、平成28年度は亙理小学校、平成29年度は逢隈小学校が不登校対象の取り組みを行っているようでございますが、平成29年度から平成30年度の各小学校、各中学校の人員、わかれば教えていただけますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、これについてデータのなものですので、教育次長兼学務課長にお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 済みませんが、もう一度何年度なのか。

4 番（佐藤邦彦君） 平成29年度でお願いします。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 平成29年度、小学校で申しますと児童数が1,722名、中学校が947名になっております。

4 番（佐藤邦彦君） それで、学校ごとのやつ。

教育次長兼学務課長（南條守一君） それでは学校ごとに申し上げますと、亘理小学校が733名、荒浜小学校が99名、吉田小学校が99名、長瀨小学校181名、逢隈小学校563名、高屋小学校47名でございます。中学校につきましては、亘理中学校443名、荒浜中学校79名、吉田中学校107名、逢隈中学校318名というふうになっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 平成29年度の小学校の不登校の人員というふうな質問だったんですけども。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 大変失礼いたしました。

まず、亘理小学校が11名、そして吉田小学校が1名、長瀨小学校が1名、逢隈小学校が5名となっております。合計18名ということです。中学校に関しましては、亘理中学校が29名、荒浜中学校が1名、吉田中学校が3名、逢隈中学校が22名の55名というふうになっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そうしますと、かなり私が予想していた生徒児童よりも多い数字というふうに私は感じます。

そこで、平成28年度の児童生徒の問題行動調査ですね、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、宮城県の中学校の不登校生徒数は全国でトップクラスというふうなことでございます。小学校の不登校児童も、上位にあるようでございます。本町の不登校数については、県内でどのような水準、位置にあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 県内と比較しますと、まず小学校でございますが、平成29年度の不登校の出現率が1.05%でございます。そして、比べるものがちょっとまだ平成29年度が出ていないので、平成28年度では本町が0.57%で、県が0.52%、全国が0.48%、これ小学校でございますけれども、こういう出現率になっております。

中学校におきましては、本町が5.24%、県が4.08%、全国が3.01%というふうになっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） いずれにしても、上位にあるというふうな推測がなされるわけでございます。

そこで、先ほど30日以上欠席、何かしらの情緒的・身体的あるいは社会的な背景により、30日以上欠席したというような定義がございましたが、30日以上にカウントされない10日から30日未満の不登校気味の生徒の現状というのは、どうなんでしょうか。ここが一番、ある意味大事なところであると思っております。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） あくまでも不登校ということで、それ未満のもの数字については、その部分については今回持ってきておりませんので、その辺はちょっとわからない状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 1項目の最後でございますが、少子化が叫ばれて本当に久しいわけでございます。学校の児童生徒数が減少していく中で、反比例して右上がり全国的に不登校が増加しているというふうな現状がございます。文科省データによると、小学校の全国の児童数、これ1981年（昭和56年）がピークだったわけです。中学校の生徒数については、少しおくれまして1986年（昭和61年）でございました。そこから児童数が減少していくわけなんです、それとあわせてように不登校化が問題化していくわけです。そして、平成2年から文科省の不登校対策が始まってくるわけです。不登校はそれまでもありましたけれども、学校の児童生徒数の減少とともに、グンと上昇してくるわけです。

本町においても、この傾向が当てはまるというふうに考えるのですが、このこと

について学校では何が起きていたのか。できれば、教育長のご所見いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 子供の減少と反比例して不登校がふえている、これは私現場にいたわけですが、やはり子供が我々少年時代と変わって変化しています。間違いなく変化して、心身ともに変わってきているということでございまして、例えば一つは発達障害の子供たちが非常にふえつつある。そういうことが、例えば学校の人間関係とか、あるいは学習になかなかついていけないとか、そういうふうなことを要因として不登校になるということもございまして。

あるいは家庭の問題、例えばひとり親家庭が非常にふえてきています。このことによって、養育する機会が非常に薄くなっているというふうなことも、一つ原因かなど。例えばひとり親の場合、夜中中仕事に行っている。夕方出て、朝方帰ってくる。そうすると、子供は当然ひとりであるわけです。そうすると、もう何も監視する方がいないものですから自由奔放に、そうすると夜型の生活になって朝起きられない。そういうことでの登校しぶり、こういうことも多々あるわけでございますので、いわゆる社会の変化と言ったらいいんでしょうかね、そういうふうなものが大きく作用しているのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、（2）番の不登校児童・生徒の不登校となる要因をどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 不登校の要因につきましては、平成29年度の調査においては、本町の小中学校とも学校に行くのが不安だという「不安の傾向がある」ということ。それから、「無気力」が多くなってきております。中学校におきましては、「学校における人間関係（いじめを除く友人関係をめぐる問題）」、こういう割合が非常に多くなってきているという状況にございます。

それから、やはりいまだに震災の影響も少なからずございます。例えば家族間のいざこざ、こういうのもあるんですね。家庭環境ががらりと変わるというふうなこともございます。それから保護者によるネグレクト、いわゆる育児放棄。あるいは、あつてはならないんですけれども虐待等、そういうものを要因として児童生徒の登

校を困難にするケースも見受けられると。

しかし、一人一人の児童生徒が不登校となる要因や直接的なきっかけは非常にさまざまでございますので、要因や背景は本当に容易に特定できないことも多いのが現状でございます。したがって、学校といたしましては、あるいは教育委員会といたしましては、一人一人の児童生徒に寄り添ったきめ細かな支援が非常に大事だし、それが求められるというふうに、特に学校ではそれが求められるというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） さまざまな要因、背景の変化、複雑化というふうなことになるのかなと思いますが、亘理町教育委員会のほうでは平成29年3月亘理町教育振興計画、基本計画ですね、これを策定しております。この中に、不登校児童生徒の増加の項目がございます、特に中学1年生から不登校が不登校児童生徒全体を占め、依然として中1不登校が課題で、児童生徒の不登校の要因は親の就労環境の変化などが見られるとあります。対応は家庭に出向き、支援が重要と述べられております。本町の不登校は、家庭の要因が中心であるとの認識でよろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど言いましたように、家庭だけではないと思います。先ほど言いましたように友達関係なんかもあるし、あるいは学業成績も一因と考えられるんじゃないかなというふうに思います。ただ単に、やっぱり親の就業の変化というものは大きい。特にひとり親というふうな家庭環境が非常にふえていますので、例えば本町に転校してくるお子さんはほとんどがひとり家庭でございます。そういう状況が現にございますので、非常に複雑になっているということも現実でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 文科省のほうで、大きな調査を二つほど行っておりました。一つは、平成26年7月に不登校に関する実態調査です。これは、平成18年度そのときの中学3年生の不登校した生徒に対しまして、当事者に5年後の追跡調査を行っているんです。聞き取り調査です。もう一つは、先ほど申し上げました児童生徒の問題行動調査、これは学校から文科省へ報告する調査です。この二つの平成26年度分を比較私してみたんですが、1位がいじめを含む友人との関係52.9%、そして学校報告が16.5%、2位が勉強がわからない31.6%、学校報告が9.2%、3位が先生との関係

26.6%、学校報告が1.6%でした。4位がクラブ活動の友人・先輩との関係21.3%、学校報告が2.2%でした。5位が入学・転校・進級不適應が17.3%、学校報告が2.9%。家庭関係が9位以下に並んでおりました。ここで見てみますと、学校報告の数字が小さいのは、学校報告分は本人の問題として非行8.4%、無気力26.7%、不安など情緒混乱28%と、別項目に本人の問題としてカウントされているんですね。

だから、本人が不登校に陥った原因を述べていることと、学校が文科省に報告している調査と、かなり調査上はパーセンテージですがずれがあるというふうに見ることができます。不登校生徒と学校教職員の間に認識のずれがあるのではないかと、いうふうを考えられなくもないと。不登校の要因をしっかりと認識、把握を行いませんと、誤った対処方法になってしまうのではないかと私は考えるわけなのでございますが、この調査結果の乖離、違いですね。教育長、どのようにお考えですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やっぱり子供の思いと、先生方毎日子供たち一人一人に対応した指導しているわけでございますので、子供の思いと指導している先生方の認識に乖離が見られるというのは、データとしては当然かなというふうには思っておりますので、そういう乖離をできるだけ縮めようと細かく観察していくというのが、教師に求められる姿ではないかなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、（3）番の不登校への解決に向けた対応、取り組みと支援体制についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、対応と取り組み、支援体制等についてお答えをいたします。

不登校への解決に向けた対応、取り組みと支援体制につきましては、平成28年3月宮城県不登校対策推進協議会から示されました「不登校解消に向けた3つの提言」等を踏まえ、大きく次の3点を継続して取り組んでおります。

1点目は、学校を支援する体制整備の充実でございます。不登校解消に向けた取り組みを進めるに当たっては、担任・学校だけの対応ではもう限界でございます。そこで、関係機関等との連携を密にし、「チーム学校」で支援できる体制整備を図っております。

具体的には、町内全ての小・中学校に週1回程度スクールカウンセラーを派遣し、不登校の未然防止や早期発見及び心のケア等の対応をしていただいております。また、教育委員会にはスクールソーシャルワーカー2名を配置しまして、学校や保護者からの要請を受け、当該児童生徒を取り巻く環境にも積極的に働きかけながら、実態に応じたスモールステップ、急いではもう解決しないので、やっぱりスモールステップでいかないとだめなんですね。スモールステップでの支援・援助を行っております。

8月現在でございますが、今年度ですね。もう68件の不登校に係る教育相談等を実施して、不登校解消に向けた支援を行っておるところでございます。ほかにも、県の登校支援ネットワーク事業を活用した訪問指導員という方においでいただいて3名、亙理中学校、亙理小学校、逢隈小学校と。その方は、必要とする学校とか家庭を訪問して、不登校児童生徒の学習支援等も行っております。

さらに、町内全ての学校に特別支援教育支援員を学校規模や実情に応じて1名ないし5名、一番多いのは逢隈小学校に5名配置しております。やっぱり手のかかる、学校から要請がありまして町全体では19名を配置し、不登校を中心に配慮を要するような児童生徒の別室登校ですね、つまり1日置きに来るとか、午後から来るとか、午前中だけ来るとか、そういうふうな子に応じた対応を含めてきめ細かな支援体制を整備しているところであります。その支援の効果と必要性から、次年度にはさらに支援の増員も検討せざるを得ないのかなと、学校からもそういう要望が来ておりますので、今後それをさらに検討していきたいというふうに思っています。

2点目は中1の不登校、いわゆる中1ギャップを改善するための取り組みの推進でございます。具体的には、県教育委員会で作成している登校支援シート等を活用した小・中学校間の情報の確実な申し送りを初め、各中学校区における授業や交流活動など小・中連携の取り組みの一層の充実を図っております。

また、各学校において「いじめ・不登校対策担当教員」というのがどの学校にもあります。そういう担当教員を中心に、組織全体で中1不登校を含めた対応にも努めてもらっているところでございます。

3点目は、やはり新たな不登校を生まない未然防止の取り組みの推進でございます。不登校への対応のあり方につきましては、県教委から三つのステップの必要性が示されています。一つ目は、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取り組み、

二つ目は不登校になりかけの児童生徒を対象とした早期対応の取り組み。三つ目は、既に不登校となった児童生徒を対象とした自立支援の取り組みでございます。二つ目の初期対応、三つ目の自立支援も大切な取り組み、支援ではございますけれども、同時に一つ目の未然防止の取り組みも重要であるというふうに考えているところでございます。

本町におきましては、各学校とも特色ある学校づくりのもと、「わかる授業づくり」「居場所づくり」の大切さを再認識し、児童生徒の自己有用感を高め、新たな不登校を生まない学校づくりに改めて取り組んでいきたいというふうに考えております。不登校への取り組みについては、目に見える成果を得るとというのがなかなか容易ではございません。こうした取り組みを、常に学校と連携を図りながら着実に実践していくことで、少しでも改善につなげていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） さまざまな取り組みがあり、未然の早期発見・早期対応が大変重要だというふうなお話だと思います。

そこで、先ほど家庭の要因というふうなお話が出ましたけれども、家から出てこない子供たちってやはりいる、それが不登校だと思うんですが、親との関係、家庭の仲が悪いとか、もっと掘り下げていくと先ほど話がありましたネグレクト、あと虐待とか貧困というような問題があると思うんです。ここまできると、学校の先生としては大変指導の範囲を越えてしまうというふうに考えるわけなんです。こういった場合、やっぱり福祉サイドの協力というのが不可欠じゃないかと思うんですけれども、そういった場合の外部機関との連携ってどういうふうに取り組んでいるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） こういう事例もございます。転校して1年生で来ました、ある小学校へ。お母さんと一緒です。全然養育放棄で、お母さんも仕事をするつもりもございません。そんな関係もございまして、子供は入学式からもう不登校になっています。そういう子供もいるんですね。そういうことについては、福祉課・子ども未来課との連携を常にとっております。ケース会議をやっておりますので、教育委員会

もそれに入っていますので、その中で各課の連携を深めながら今後の対応というものを進めておりますので、教育委員会だけではもう限界がありますから、やっぱり福祉課・子ども未来課あたりの協力を得ながら、そして学校への支援を考えていくと、そういうことで今対応しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 前段で学校の報告と実態の乖離があるというふうなことにつきまして、やはりこういったものをしっかり見ていく、観察していく、調査していくというふうなことが必要だと思います。

そこで、「QUアンケート」というふうなものがございます。クエストレア・ユーティリティ、学校生活満足度調査というふうなものがあるんですよ。QUです。「QUアンケート」、学校生活満足度調査というものはあるんですけども、これはどういったものかといいますと先生の観察力等、それをこのアンケートをとって調査して可視化・見える化をするというふうな一般的に全国でもやられている調査だそうです。これをやることによって、未然に先生の観察眼とこのアンケートをとった心理的な部分を両方見ながら、未然に防ぐというふうなアンケートがあるそうなんです。学校満足度調査です。こういったことは、亘理ではやられているんでしょうかね。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これについては各学校の校長の判断で、あるいは先生方の必要に応じてやっている学校がございまして、中学校はちょっと情報入っていないんですけども、小学校ではやっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 大変有効な調査と聞き及んでおります。先生の長年培われた観察力と可視化した結果を合わせて、未然に役立てるというふうなことでございます。1人当たりの経費は、分析込みで400円くらいだそうです。そういったアンケートというふうなものでございます。

それで最後になりますが、本来学校は教育の場であるとともに、地域社会とともに社会性を育む場でもあると思います。不登校を生まない学校づくりが大切なことは、言うまでもありません。学校は社会の一つの機関であり、保護者、PTAですね、地域の住民の連携が不可欠であると考えます。学校とさまざまな情報を共有し、

不登校を抑止して健全育成を育む社会、未然防止するための地域としてのどのような連携・協力ができるのか、さらなる協力体制を構築していく必要が私はあると思います。

学校は、社会のかがみであると言えます。やはり地域が万全を期して、子供たちを育み、育てることが大切だと思います。この地域共同体をどのように教育長、最後でございますが、お考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まさに今議員おっしゃったとおりで、三位一体となって対応していかないとこの問題はなかなか解決できない、学校だけではとてもできないわけがあります。保護者も全くそのとおり、保護者だけでは解決できない。そういう中で、やっぱり地域も含めた三位一体となって対応していく、それが一番教育効果が上がるのではないかなと、私もそういうふうに認識しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 教育は安全で安心な幸せ社会をつくる、未来への投資だと私は思います。不幸なのは、幼い心を震わせる子供たちであります。結果には、原因が必ずあるわけです。全ての子供たちが自分の能力を発揮でき、楽しく通える学びの場として学校づくりに、学校当局のこれからのご努力にご期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時25分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 森 義洋

署名議員 大槻 和弘